

平成29年第3回定例会  
新冠町議会会議録  
第2日（平成29年9月15日）

◎議事日程（第2日）

開議宣告

議事日程の報告

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		諸般の報告
日程第 3		一般質問
日程第 4	議案第41号	平成29年度新冠町一般会計補正予算
日程第 5	議案第42号	平成29年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算
日程第 6	議案第43号	平成29年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算
日程第 7	議案第44号	平成29年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算
日程第 8	議案第33号	新冠町税条例の一部を改正する条例について
日程第 9		議員派遣の件
日程第10	発委第 2号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について
日程第11	発委第 3号	朝鮮民主主義人民共和国のミサイル発射及び核実験に抗議する決議の提出について
日程第12	発議第 5号	「全国規模の総合的なアイン政策の根拠となる新たな法律」の制定に向けた早期検討を求める意見書の提出について
日程第13	発議第 6号	教職員の長時間労働是正を求める意見書の提出について
日程第14	発議第 7号	道教委「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出について
日程第15	発議第 8号	適正な地方財政計画の策定を求める意見書の提出について
日程第16	会議案第8号	閉会中の継続調査について（3常任委員会）
日程第17	会議案第9号	閉会中の継続調査について（議会運営委員会）
日程第18	会議案第10号	閉会中の継続調査について（決算審査特別委員会）

閉議宣告  
閉会宣告

◎出席議員（12名）

1番 須崎 栄子 君	2番 椎名 徳次 君
3番 武藤 勝圀 君	4番 長浜 謙太郎 君
5番 荒木 正光 君	6番 氏家 良美 君
7番 武田 修一 君	8番 堤 俊昭 君
9番 秋山 三津男 君	10番 竹中 進一 君
11番 但野 裕之 君	12番 芳住 革二 君

◎出席説明員

町 長	鳴海 修司 君
副 町 長	中村 義弘 君
教 育 長	山本 政嗣 君
会 計 管 理 者	堤 秀文 君
総 務 課 長	坂本 隆二 君
町 民 生 活 課 長	坂東 桂治 君
税 務 課 長	佐藤 正秀 君
保 健 福 祉 課 長	鷹 賢 寧 君
建 設 水 道 課 長	関口 英一 君
産 業 課 長	島田 和義 君
企 画 課 長	原田 和人 君
教育委員会管理課長	工藤 匡 君
教育委員会社会教育課長	湊 昌行 君
診 療 所 事 務 長	杉山 結城 君
特別養護老人ホーム所長	山谷 貴 君
総務課総括主幹	新宮 信幸 君
保健福祉課総括主幹	楫川 聡明 君
町民生活課総括主幹	竹内 修 君
建設水道課総括主幹	本間 浩之 君
産業課総括主幹	三宅 範正 君
教育委員会社会教育課総括主幹	谷藤 聡 君
農業委員会事務局局長	田村 一晃 君
税務課総括主幹	今村 力 君
企画課総括主幹	佐々木 京 君
代表監査委員	岬 長敏 君

◎議会事務局

議会事務局長

佐渡健能君

議会事務局係長

浜口雅史君

(開会 10時00分)

○議長（芳住革二君） 皆さんおはようございます。

◎開議宣告

○議長（芳住革二君） ただ今から、平成29年第3回新冠町議会定例会第2日目の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（芳住革二君） 議事日程を報告いたします。本日の議事日程は、お手元に配布した印刷物のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（芳住革二君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番 武田修一 議員、8番 堤 俊昭 議員を指名いたします。

◎日程第2 諸般の報告

○議長（芳住革二君） 日程第2 諸般の報告を行います。諸般の報告については、今定例会初日に設置されました平成28年度新冠町一般会計等決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われました。委員長に武藤勝罔議員、副委員長に秋山三津男議員、以上のとおり、互選された旨報告がありました。これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第3 一般質問

○議長（芳住革二君） 日程第3 一般質問を行います。通告順に従い、発言をお願いいたします。荒木正光議員の「新冠川の氾濫に備えた防災対策について」の発言を許可いたします。荒木議員。

○5番（荒木正光君） 5番荒木です。議長さんの発言の許可をいただきましたので、私は新冠川の氾濫に備えた防災対策について、質問をさせていただきます。台風の発生に伴い、日本国内への接近・上陸はまだまだ予断を許さない時期でもあります。現在、非常に強い勢力を維持しながら、明日以降九州に接近し、日本の広い範囲に影響を及ぼすと懸念されている台風18号の動きについても、心配をされているところでございます。さて、近年局地的集中豪雨や想定外の降雨量が全国全道各地で頻繁に発生をいたしまして、堤防決壊や、越水等により人命や建物倒壊等に係る大災害に繋がっております。当町においても、平成15年災害や、昨年十勝地方や上川南部地方で発生をいたしました集中豪雨によ

る大災害は、新冠川流域においても、いつ起こってもおかしくない状況下にあることはご承知のことと思います。昨年8月に発生をいたしました、台風9号の降雨においても、あとわずかで堤防を超える水位上昇の事象は過去にも数度発生しており、予断を許さない状況にあります。特に近年は、気候変動などで局地的なゲリラ豪雨が増加しており、下流の市街地が小雨でも上流の山間部が大雨の場合、新冠川に設置をされているダムからの放水で、急激な水位上昇も考えられます。河口より直線距離で、約1.5キロの市街地を守る要に位置する本地先は、新冠川が直角に蛇行する地形が2箇所存在をして、降雨出水時と満潮時の高波、高潮が重なった時、堤防決壊や越水により、人口集中地域である市街地のほとんどが被災するのではと懸念をするところでございます。これらのことを踏まえ、町で独自調査を行い、現堤防高等を検証いたし、河川管理者である北海道や地権者等と早急に連携を取りながら、堤防の嵩上げや河床掘削、護岸工事等を積極的に推進すべきと思いますが、町長の見解をお聞きいたします。

○議長（芳住革二君） 答弁を許します。鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 荒木正光議員の、新冠川の氾濫に備えた防災対策について、お答えいたします。ご質問のありました新冠川流域の浄水場地先における防災対策につきましては、河川管理者である北海道に対し、これまで度重なる要請に加え、日高振興局河川減災対策協議会でも要望を行ってきたところでございます。新冠川の防災対策についてですが、今年度北海道において、浄水場地先の下流流域の河道の掘削工事と、周辺の河道状況についての調査と量水標の設置を予定していると聞いてございます。今後も北海道と連携しながら、築堤の嵩上げも含めて必要な調査や対策を要望してまいります。また、日高振興局で取り組んでいる水防災意識社会再構築ビジョンの一環として、新冠町においては、道から貸与いただいた移動式カメラを使用したライブ映像により、浄水場地先の水位状況や本町地区海岸の高波状況等の災害情報の共有や、洪水氾濫シミュレーションの実施を予定していると聞いております。今後の避難判断に資する取り組みとして、期待しているところでもあります。このように、北海道が実施するこれらの対策の結果を踏まえ、新冠川はもとより、厚別川水系の準用河川も含めたさらなる対策について、北海道と協議しながら取り進めてまいります。その上で、町が実施すべき対策につきましては、議会とも相談しながら躊躇する事なく取り進めてまいる所存でありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 再質問ございますか。はい、荒木議員。

○5番（荒木正光君） いつ発生するかは分からない災害でございます。住民が安全で安心して暮らせる対策に期待をするところでございます。さて、その上でございますけれども、住民への防災意識に努めることを目的に、平成20年度に作成をいたしました新冠町防災マップ、これがございますけれども、このマップはそういう水害時は、新冠川と厚別川の北海道による洪水の氾濫シミュレーションに基づき作成されておりますし、津波は三陸沖地震を想定した北海道による津波シミュレーションに基づき、作成をされているとこ

ろでございます。いずれも、近年の局地的なゲリラ豪雨による洪水氾濫シミュレーションや、東日本大震災のような想定外の津波による災害を見通した防災マップとはなっておりません。今後、それらを想定した防災マップを見直す考えはないか再質問いたします。

○議長（芳住革二君） はい、鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） ご承知のように、平成24年度には東日本大震災の経験を踏まえた津波ハザードマップが発行されておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っています。また、大雨洪水に関しましては、議員のご指摘の平成20年度に発行した防災マップが最も新しいものとなっております。すでに発行から9年が経過し、内容が現状と相違する箇所も考えられますことから、見直しが必要であることは認識しておりますが、来年度以降に北海道が事業主体となる新冠市街地を含めた新冠川厚別川浸水想定区域検討業務の再検討が予定されておりますことから、その状況を見ながら関係機関と協議の上、改定に向けた取り組みを進めたく考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（芳住革二君） 再々質問ございますか。（なしの声あり）以上で、荒木議員の一般質問を終わります。次に、武藤勝岡議員の「国保の都道府県化について」の発言を許可いたします。武藤議員。

○3番（武藤勝岡君） 3番武藤です。1点目の、国保の都道府県化について伺います。昨年の12月の定例会でも質問しましたが、いよいよ来年4月の制度発足ということで、時期も迫ってきており、内容も明らかになりつつあります。北海道の日程では、10月中旬に道議会での関連条例の制定、そして、これから2月から3月にかけて各市町村議会で決定されると思っておりますが、今の時点での状況を伺います。1点目 国・厚労省は7月10日付けで通知文を出しております。平成29年度における「国民健康保険事業費給付金及び標準保険料率の試算に関する方針及び第3回試算に用いる係数について」こういう通知文ですけれども、これによる試算で新冠町の国保税はいくらになるのか。そして、それは現在の国保税と比較してどうなるか、その点について伺います。2点目は、一般会計からの法定外繰り入れ。これはもうずっと本町においても行われておりますし、多くの市町村でも行われておりますが、これが道の今後の方針としては法定外繰り入れは廃止したいと、そういうことですが、引き続き法定外繰り入れは継続していく必要があるのではないかと思います。この点についての見解を伺います。3点目は、高すぎる国保税から払える国保税の切り替えが必要ではないかということで、アからオまで挙げておりますけれども、私この2年間で、この点については2回質問しております。アからエまでは、大体今まで取り上げて質問してきました。1つは、その国庫負担の増額を国に求めることです。1980年代には、国保会計に国から50%が負担として負担金がきていた訳ですが、現在は約25%程度に減っております。これが一番のその払えない国保税になったり、そういう国保の構造的な問題と指摘されておりますけれども、その最大の要因だとは思いますが、これは引き続きその国に求めていることが必要ではないかと思っておりますし、

イの財政支援策としての保険者支援制度。これも、2回質問して町とは平行線でありました。私は、これを全国的な1700億円ということで支給されておりますけれども、一人あたり厚労省が言うには、5000円あたりの支援金となっていると。ですから、これを国保税の値下げに使えないかということでしたが、町の方としては、これはあくまでもその町の財政に対する支援であるということで平行線でありました。一般会計からの法定外繰り入れを赤字補填だけではなくて、国保税引き下げに活用すること、あるいはエの財政調整基金を活用すること、これらについても良い回答は得られませんでしたけれども、今回私がオとして、5点目ですけれども、これを取り上げて質問したいと思いますけれども、国保税の算定は、基本は能力に応じて負担する応能負担を原則にするべきではないかというふうに考えております。現在、本町でも滞納約25%ということですので、払える国保税とするために応能負担の原則で対応すべきでないかと。これらを活用すれば、国保税を引き下げることが可能だと思いますけれども、その点についての見解を伺います。

○議長（芳住革二君） 答弁を許します。鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 武藤勝岡議員の、国保の都道府県化についてお答えいたします。

1点目の試算結果でございますが、厚労省は7月10日に国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法の改定に係る通知を都道府県へ行ってございます。この度の改定内容につきましては、公費拡充の考え方や配分に係るものでございますが、これを受けて北海道が第3回目の仮算定を行っており、算定結果を9月中に道議会所管委員会に説明する予定と確認しておりますので、現時点での回答ができないことをご理解願います。また、今後のスケジュールでございますが、11月から本算定を開始し、来年1月中旬には各市町村へ確定した納付金の通知を行うスケジュールとなっておりますのでございます。次に、2点目の一般会計からの法定外繰り入れ継続の必要性についてでございますが、今回の制度改正の趣旨が財政運営主体を都道府県化させ、公費負担も拡充することで保険料の平準化が図られることなどで、法定外繰り入れを解消することを目的としておりますことから、現在法定外繰り入れを行っている市町村も解消へ向けて努力が必要になってくるものと認識しております。次に、3点目のご質問でございますが、国庫負担の増額につきましては、これまでも国保連合会や町村会等を通じ、国庫負担増額について要望してきておりますので、継続して取り組んでいきたいと考えてございます。保険者支援制度の交付金については、国保事業費納付金へ含めて北海道へ納めることから、実質的に国保税を下げる仕組みとなっておりますし、法定外繰り入れや財政調整基金の活用につきましても、2点目の質問で答弁した通り、この解消に向けて努力する訳でございますが、国保会計におきましても基金を持ってございますので、この範囲での調整を行うことで対応していきたいと考えております。最後に、応能負担を原則とすべきとのことでございますが、地方税法の規定により国保税の賦課方法には、応能分として所得割と資産割、応益分として均等割と世帯割の4種類があり、応能分と応益分を組み合わせる決まりがありますので、応能分だけの選択はできないこととなっておりますので、ご理解を賜りたいと存じ

ます。

○議長（芳住革二君） 再質問ございますか。はい、武藤議員。

○3番（武藤勝圀君） 今、試算が現時点では出せないということなんですけれども、実施時期を半年前に控えて、今の段階で出せないというのは制度発足半年後に控えて、やっぱり問題あると思うんですよね。先日もこの件に関して、日本経済新聞の報道で見ますと、保険税の統一について具体的に検討しているのは9府県、未定は北海道も含めて7道県、検討していないのは31都府県と、こういう状況が報道されておりますが、それで一説によると、そのコンピューターシステムでやっている訳ですから試算はもう数値さえ入力すれば出来るはずなんですよね。実際もう各都道府県でも出していると。ただ、それがその発表できないでいるというのが実態ではないかと思うんです。というのは、軒並みその国保税が引きあがるので発表できないでいるという報道もあります。全国的に怨嗟の声がおこって大変な状況が予想されるということで発表できないでいると、そういう事態だと思えます。こういう状況から見ますと、制度発足以前からはやっぱりこの都道府県化というのはやっぱり破綻しているのではないかなと私は思いますけれども、その上に立って2点伺いたいのですけれども、この名目はその国保税の標準化と、全市町村横並びに統一することなんですけど、これはとても無理だと思いますし、先程言いましたけれども高すぎる国保税の構造的な問題、これも解消されるということはまず夢のような話だと思いますけれども、こういう点から見ても都道府県化については道や国に見直すべきではないかという声を上げていくべきだと思いますが、その点についてお聞きしたいと思います。それから2点目は、応能負担のことについてですけれども、現在その法的な制約もあって応能負担とするのは無理との答弁ですけれども、やっぱりその払える国保税にするためには、どうしてもやっぱりこれからはその応能負担を原則にしていくことがこの払える国保税とするためにやっぱりどうしても必要な制度だと思いますので、国に制度の改正について要求してほしいと思うんですけれども、その2点について伺います。

○議長（芳住革二君） はい、鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） お答えいたしたいと思えます。試算につきましては、先ほど答弁したとおりの状況にありますので、ご容赦いただきたいというふうに思っております。後段2点の質問でございますが、北海道も本算定に向かって作業も大詰めを迎えておりますが、来年度の納付額が確定しましたなら、町民の負担を考えながら慎重に対応してまいりたいと思えます。また、国や道の公費負担の拡充や必要に応じた制度改正を今後も求めてまいりたいとも考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（芳住革二君） 再々質問ございますか。はい、武藤議員。

○3番（武藤勝圀君） その応能負担の件ですけれども、實際上町の状況を見ますと、これがいかにその必要かと私は思うんですけれども、例えば保健福祉課からいただいた最新の資料によりますと、新冠で所得階層区分を見ますと、所得なしが185世帯、19.0%、30万円未満までが68世帯で7.0%、30万から50万円未満が78世帯で8.0%、

50万から100万円未満が58世帯で6.0%、150万円未満までいきますと、約53.9%、5割近くの世帯が大体150万円なんですね。200万までいくと、65.9%と。ですから、もう約3分の2が200万円以下で生活しているということで、こういう状況でその今も確かにその半分は応能負担、あと応益負担という負担になっていますけれども、こういう所得階層の状況の中では、このいかに応益負担という部分やっぴり不合理かということだと思ふんですね。全てやっぴり能力に応じて払えるような応能負担にするのが、私はやっぴり一番合理的ではないかと、そういうふうに思います。これからは、その国庫を都道府県化の運営方針の中でも、例えば、標準的な保険料3点について応能割や応益割の割合などの程度をどの程度にするか、所得割と資産割、均等割と平等割の割合はどの程度にするか、今後の検討課題だとしておりますけれども、やっぴりこれは全てその基本はやっぴり能力に応じて負担する応能負担にすべきではないかと思ふ思ふけれども、再度やっぴり制度改正を求めていってほしいと思ふ思ふけれども、その点についていかがですか。

○議長（芳住革二君） はい、鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） お答えしたいと思います。応能負担の中には、所得と固定資産がありまして、特に農業者につきましては、所得が少ないが固定資産で保険税が大きくなるというような状況もございますので、先程の繰り返しとなりますけれども、町民の負担を考えながら慎重に対応して参りたいというふうに思ふ思ふし、状況に応じて国や道の公費の拡充や、必要に応じた制度改革を求めてまいりたいというふうに考へますので、ご理解をいただきたいというふうに考へてございます。

○議長（芳住革二君） 引き続き、「JR日高線の復旧に向けた取り組みについて」の発言を許可いたします。武藤勝罔議員。

○3番（武藤勝罔君） 引き続き、2点目のJR日高線の復旧に向けた取り組みについて伺います。1点目、JR日高線が不通になってから2年8カ月が経過しましたが、JR北海道が復旧させる気配が全く見られません。こういう現状を一步でも前進させるために、被災していない鶴川駅から日高門別駅までの即時運行を求めていく必要があるのではないかと思ふ思ふますが、この点について伺います。2点目、7月27日のJR北海道本社、7月31日の国交省への護岸復旧の要請行動での両者の返答内容をもう少し詳しく報告していただきたいと思ふ思ふます。3点目は、9月7日の第3回調査検討協議会で出された中間報告の、行政報告では項目だけの報告ありましたが、よく内容がわかりませんので、これも詳しく報告していただきたいと思ふ思ふます。4点目は、最終結論を大体12月頃という報道がされていますけれども、そこにその学識有識監修者として、3人を選任して今後協議を進めていくということですが、地域住民の声もこれも必要ではないかと思ふ思ふますが、この点について伺います。5点目は、全線復旧の願いが町民に見えるようにということで、浦河町役場ではもう既に2年前から垂れ幕が垂らされていますし、今回日高町でも最近から庁舎と国道横の旧JAの商店ですね、あそこに今かけるということですが

ども、ぜひ新冠でもレ・コード館のところの垂れ幕におろしてはどうかということで、以上5点伺います。

○議長（芳住革二君） はい、鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 武藤勝岡議員の、JR日高線の復旧に向けた取り組みについて、お答えいたします。1点目、2点目は関連性がございますので、順序は前後いたしますが、併せて答弁させていただきます。まず、7月27日のJR北海道への要請においては、今後にあっても被災の拡大や、土砂流出が生じた場合は対処するが、JR北海道の現財政状況では応急工法が限界であり、それ以上の恒久対策は国土保全として北海道、国土交通省に頼らざるを得ないとの発言があったことから、当町としては弱小な自治体に国土保全や恒久対策を頼るのではなく、JR北海道の統一見解を示して、国・道に助成を願うべきと申し上げてまいりました。一方、7月31日の国土交通省への要請においては、現状における同省の考え方は当然JR北海道が復旧すべき問題と捉えており、復旧対策の指導は行うとの返答でございました。現段階で、JR北海道の施設復旧か国土保全かは全く見えない中、当町を含むJR海岸の復旧が宙に浮くことは決してあってはならないものと思っております。また、日高門別駅までの運行に関して、平成27年1月の被災後に日高町村会及び日高総合開発期成会がJR北海道に対し要望活動も行っておりますし、これまでの協議会の中でも日高門別駅までの運行に関し、JRが運行できる路線は運行するべきとの強い意見もあるところでございます。いずれにいたしましても、護岸対策や日高門別駅までの運行に関しましては、管内7町が一体となって取り組んでおりますし、今後も同様に取り組を進めてまいり所存でございます。3点目の、9月7日の第3回協議会で、JR日高線沿線地域の公共交通に関する調査に関し、中間報告が行われておりますが、調査委託会社から調査を進めるにあたっての調査の検討事項、調査項目、具体的な調査内容、方法等が諮られたものが主で、行政報告でも申し上げたとおりでございます。これに係る検討分析を行い、数字的なものは特に報告はありませんが、その1つとして、代替交通の可能性と地域の交通ネットワークのあり方を検討するため、公共交通のニーズを把握するための調査が行われており、公共交通利用者実態調査の一部の数値が記され、高校通学者の部分はまだ集計中で含まれておりませんが、8月3日に行った日高線代行バス、路線バス、高速バス等の利用者のアンケート500票の集計暫定値の報告がありました。その内容を申し上げますと、年齢構成では60代、70代、80歳以上を合わせると47%と半数近いこと、住所は多い順に、浦河町、新ひだか町、日高町、新冠町で日高管内が7割余りを占めていること、運転免許証の所有では、持っている方が42%、持っていない方が48%、移動目的として、買い物、娯楽が25%と最も多く、通院・見舞いが24%等となっております。また、公共交通の利用時に重視するポイントとしては、多い順に料金が37%、所要時間36%、必ず座れる29%、乗り換え不要29%等となっております。また、管内の公共交通の現状として、通勤で結び付きが強いのは、新ひだか町新冠間、日高町平取間、様似町から浦河町、通学では、新ひだか町と浦河町、そして、苫小牧への移動が多く、

買い物では、新冠町から新ひだか町の依存割合が大きいものとなっております。これらの内容は最終的により詳細に分析され、検討資料となるものでございます。4点目の、最終決断を出す前に地域住民の声を聞く場が必要とのことですが、今回の公共交通に関する調査でもアンケート調査を行っておりますし、また、これまでも早期復旧に向けた署名活動や、JR日高線活用に向けたアイデアの募集等に取り組んでおりますので、そういった中で十分意見、意向を踏まえて検討してまいりたいと思っておりますので、改めて住民の声を聞く機会については、考えてございませんのでご理解をいただきたいと存じます。5点目の、垂れ幕の設置につきましては、レ・コード館の広告掲示は新冠町屋外広告掲示要綱により、町の主要施策や産業、芸術文化、スポーツの活躍、町内で開催される全道全国的な大会の歓迎表示の掲示等としておりますので、役場庁舎での懸垂幕の設置について近隣町との連携も踏まえ、検討してまいりたいと存じますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（芳住革二君） 再質問ございますか。はい、武藤議員。

○3番（武藤勝脩君） 私もこの1点目の鶴川から門別駅までの即時運行ということで、署名を集めておりますけれども、その中でもいろいろ意見出されます。ある人は、鉄道はもう必要ないという人もおりますし、多額のお金をかけるのは無駄だと言う人もおります。そして、バスで充分。どうせ直しても乗らないのではないかという人もおります。そういう事で、いろいろ意見聞かれますけれども、やっぱりその共通して感じるのは、とにかくこの日高線でも復旧に約90億円ぐらいですか、かかるということで、まずその金が大きく見えてとても無理ではないかということで、そこからそのあきらめるというか、そういうもう駄目ではないかというそういう感じがすごく感じるのですよね。だけど、実際上は鉄道がなくては困る人がいる訳ですから、高校生だとか高齢者の人、だからやっぱりそういう鉄道を維持してくというのは、移動の権利だとか交通圏を保証する上で私はもう絶対やっぱり必要なものだと思っております。そういう点では、金の使い方だと思わすけれども、ちょうど2日前に北海道新聞皆さんも読まれたと思わすけれども、水曜討論ということで言っていて、ここであの運輸省の元事務次官の黒野さんは、その路線を残す意味があるかどうか検討すべきであるということ言って、観光客や高校生の足には不可欠だと、これが立派な理由になるということですよ。ですから、そういう点からいっても日高線というのはやっぱり現に高校生や高齢者の方が利用している訳ですからそういう点では残す立派な理由が成り立つということですし、同じこの新聞で交通コンサルタント阿部さんが言ってるのは、こう言ってますよね。鉄道の能力を發揮できないまま路線を潰すのは社会的、国家的な損失だと。JR北海道の再生に必要な資金額は、国家全体から見れば大きな金額ではありません。関係者で知恵を出し合えば、財源は見つかるはずですよ。JR北海道年間498億円が手当てできれば、鉄道縮小や、原則減便ではなく鉄道を維持しながら増便へ舵をきることはできます。こう言われています。日本総合研究所主任研究員の藻谷浩介さんは、度々北海道新聞で述べてますよね。北海道の場合、その道路にかけ

てる予算は国交省が約1800億円、そして道が1200億円だから約3000億円毎年道路に補修にかけてると。だから、この3000億円の1%、30億円を手当てすれば鉄道は維持できると言っているんですね。だから、そういう点からいったらやっぱりこのほんとに金の使い方の問題だと思うんですよ。だから、私前の定例会でも述べましたけれども、例えばニア新幹線で余裕あるJR東海自前で作ると言っているのを国でわざわざですね、財政投融资を使って3兆円も融資すると。だから、そういう点からいったら、その金はないのではなくてやっぱり使い方が私はね間違っているのではないかなと。そういう点では思いますし、先ほども日高線はやっぱり残す価値があるということを識者が述べてますので、最後に町長に伺いますけれども、いろいろ困難あると思います。ここはやっぱり諦めないで、粘り強くそういう金の問題なんかも含めて、訴えていくことが大事だと思いますけれども、その点町長はどう感じるのでしょうか。

○議長（芳住革二君） はい、鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） お答えしたいと思います。先程も言いましたが、新冠町では大狩部厚賀間の問題もございます。ご指摘のとおりの問題もございます。また、通学や利用者の方々のご不便を考えましても、継続的に私が申し上げているのは決して諦めている訳ではないという話もしてございますので、JRにつきましても、現在も進めているように管内7町が一体となって、今議員が提案されたことほとんどが、要綱の中の項目として挙げられてございます。そういった中で対処してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解よろしくお願いたします。

○議長（芳住革二君） 再々質問ございますか。（なしの声あり）以上で、武藤議員一般質問を終わります。次に、長浜謙太郎議員の「修学旅行体験民泊の受け入れ実施と積極誘致について」の発言を許可いたします。長浜議員。

○4番（長浜謙太郎君） 4番長浜謙太郎です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして修学旅行体験民泊の受け入れ実施と積極誘致について、一般質問をさせていただきます。昨今、どの業界、どの分野においても、労働力不足は深刻な問題であり、特に若年層の人材確保には多くの困難を極めております。当町においても、例外なくこの状況が当て嵌まり、農業を中心とする第1次産業の町として、対策を講じる必要があると考えます。また、最近都会の学校が修学旅行で田舎へ行き、民泊をして一次産業を体験するという修学旅行体験民泊が増えてきております。これらをマッチングさせることは、交流人口の拡大、観光による経済効果はもちろん定住・移住、新規就農、担い手や後継者の可能性を秘めた将来の一次産業の労働力としても大いに期待が持てます。進学、就職等の多感な時期に一次産業に触れることで得られる貴重な体験、地域との交流は来る側にとってすばらしい思い出となり、受け入れる側にとっても自分たちの仕事の尊さを再認識する機会ともなります。現在、平成25年より日高東部3町で構成する「日高王国推進協議会」では、主に大阪府と福岡県から各学校より引率含め100名程度、延べ人数で300名規模が毎年押し寄せております。滞在中を振り返っての感想によると、都会の子ど

もたちにとっての感動体験は、自身の人生において何にも代え難いものであり、今後の進路を決定する程の出来事であったと推察できます。また、新たに日高地域は特別区全国連携プロジェクトにより、文京区との連携も始まろうとしており、今後あらゆる場面において、ますますの可能性が広がることが予想できます。そこで、修学旅行体験民泊の受け入れ実施と積極誘致について、2点お伺いいたします。1つ。当町において、修学旅行体験民泊の受け入れを実施し、積極的に誘致をする考えはないか。2つ。当町単独での実施が難しいのであれば、近隣町との連携による実施や、現在日高東部3町で組織している、日高王国推進協議会に加盟し実施する考えはないか。以上につきまして見解を伺いたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（芳住革二君） 答弁を許します。鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 長浜健太郎議員の、修学旅行体験民泊の受け入れ実施と積極誘致について、2点まとめてお答えいたします。現在の雇用情勢は、首都圏を中心とする景気の回復基調から、本年8月29日に厚生労働省が発表した平成29年7月の有効求人倍率は1.52倍となり、求人数が求職者数を上回るいわゆる売り手市場と呼ばれる状況が続いております。議員からご指摘のとおり、過疎地域においてはあらゆる産業分野において人材を画することが困難な状況にあり、当町におきましても、深刻な課題と捉えております。農業分野におきましては、農業支援員制度をはじめとする新規就農対策、農家子弟には自家経営に必要とされる資格や免許取得費用への助成、一部事業に限りませんが補助率のかさ上げ等を実施してございまして、他の行政分野におきましても、住民サービスの充実や向上に努めておりますが、都市部で生活をされている若年層の方々に当町の担い手等として移住をしていただくためには、就労環境はもとより医療や教育の充実、生活の利便性向上等まちづくりにおける様々な工夫やアイデアを町民の皆様と共に実践していくことが肝要であると考えてございます。議員からご提案のありました、修学旅行の体験民泊につきましては、都市部の中学生、高校生の修学旅行においてこれまでの歴史文化遺産や史跡名所、テーマパーク等を巡る物見遊山な行程で終わるのではなく、民泊先のホストファミリーとの関わりの中で、本物の一次産業体験し働くこと、食を作ること、農村での生活、人とのコミュニケーションを学べる絶好の情操教育の機会として捉えられ、教育現場では体験型の民泊への関心が高まっているものと存じます。また、受け入れ側のホストファミリーにおいても、空き部屋を活用した副収入だけでなく、生徒たちの出会いや触れ合いが楽しみや活力となり、新たな取り組みや交流人口の拡大など地域の活性化に繋がるものとも存じております。このような動きは全国的に広がり、受け入れ先となる市町村の数は飽和状態にあるとも言われており、中でも北海道は人気が高く、旅行先として選定されるには教育現場のニーズを的確に把握するとともに、他の市町村と差別化された特徴ある体験プログラムの確立、それを実践できるホストファミリーの育成と十分な数の確保、災害や火災など万一の際に備えた危機管理体制、食中毒を防ぐための徹底した衛生管理など、受け入れ先となる市町村やホストファミリーには、綿密な準備と万全の受け入れ体制が求め

られます。特に体験型民泊の場合は、宿泊料として料金を徴収しますと旅行業法に抵触するため、体験料として料金を徴収する方法が一般的ではありますが、近年ではコンプライアンスの関係上簡易宿泊所の営業許可を取得していることを条件の1つとする学校が増えているようであります。事業を実施することとなりますと、受け入れ先には農業者が主となることが想定されますが、只今申し上げてきたことを含め、農繁期の受け入れには余剰の労働力が無ければ、生徒との十分なコミュニケーションも難しくなることと存じます。現状において、協力いただける方の把握は全くできておりませんが、とりわけ町民の皆様にはホスト役をお願いするような事業につきましては、町民の皆様の自発的な活動が町内に広がり、事業化されることでより充実した内容となり、継続的な活動に繋がるものと考えております。このようなことから、ご質問の内容につきましては、情報の収集を含め慎重に検討してまいりたいと存じますので、ご理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 再質問ございますか。はい、長浜議員。

○4番（長浜謙太郎君） 個人的には、他町に先駆けてあらゆる政策を実行し、うらやましがられるほどのまちづくりの実績を残す新冠にとっては、その行政の力をもってすれば他町が既に行っているような事業を出来ないはずはないと確信しております。受け入れ先の問題については、一次産業従事者、その先での確保が困難な場合は、一次産業従事者と連携した一般家庭でも受け入れを可能とすることで、クリアできると思われまして、日高王国推進協議会においても、実際そのように運営されております。当町は毎年、室蘭工業大学の学生が町内の農家にホームステイをして農業実施を行っており、町民をはじめ受け入れ先の理解度も一定程度高いと考えます。受け入れに関しては、ある程度のリスクも承知の上でやっていることも含めてですね、理解度があると認識しております。もうひとつ、財源の負担も発生すると思いますが、単独で行うことは当然費用やいろいろノウハウもない中で苦勞を要すると思いますが、現在の同協議会に加盟して実践することは、現実的であり効果的であるとも考えます。現在同協議会は、300万円の地域づくり交付金に加えて、浦河町で130万円、えりも町様似町それぞれ85万円の負担金、他事業収入で700万円程を見込んで、1400万円規模の予算を財源として運営されております。新冠が仮に加盟できたとなった場合は、負担金は発生することですが、その金額の高い低い議論も当然出てきますが、選ぶことになる学校にとっての選択肢の幅が広がることは喜ばれるでしょうし、同協議会にとっても加盟団体が増えることは負担金の減、当然日高の名のもとに行っている事業で、受け入れ先の裾野が広がることは双方にとってメリットであると考えます。また、当町は東部3町に比べて千歳空港、札幌から近くこれは大きなアドバンテージであります。新冠が誇る新冠ならではのメニューを提供し、魅力を発信することは、若い世代に響くものが必ずあると確信しております。第一次産業の体験を通じて、新冠を知ってもらうきっかけを作ることは、定住・移住の可能性はもちろんのこと、第一次産業の未来、子どもたちの未来、そして新冠の未来を見据えた投資としては有益で

あると考えます。現在、新規就農者順調に数が推移しているかどうか、その辺の問題も含めてですが以上のことを実行することは、町長の所信表明における担い手並びに新規就農対策の継続した充実と、子弟継承支援対策と合致する要素であるとも思います。即応性もあり、公約実現の一翼を担うものとなりうるとも考えますので、改めて見解を伺いたいと思います。

○議長（芳住革二君） はい、鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） お答えしたいと思います。議員が言われる通り、町内には室蘭工業大学の学生等を受け入れしている農業者の方々が複数いらっしゃることは存じておりますが、受け入れる目的や体験プランの内容、受け入れにあたっての施設整備など、詳細については把握してございません。土台ができていく分取り組みが安いかもかもしれませんが、町単独で中々受け入れ先の確保が困難だと思われまして、既に実施されている日高王国と事業連携を組むことになりまして、日高王国では受け入れ農家等に簡易宿泊所の営業許可の取得を推進し、既に8割程度の方が取得しているとお話もあり、日高王国の事業目的や内容、受け入れルール等を統一した中で進めなければなりません。また、東部3町も負担金を持ち寄って事業を実施されているようでありますし、学校側が求めている諸々の条件もあることと思いますので、まずは日高王国の受け入れ実態を把握して、検討してまいりたいと存じますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。また、話しの過程でありましたが、日高王国受け入れの修学旅行の方々の数ですけれども、年々減少傾向にあるというふうなことも言われてございまして、今後それに対してどういうことが原因なのか、その辺を慎重に検討してまいりたいということも聞いてございまして、併せてよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（芳住革二君） 再々質問ございますか。（なしの声あり）以上で、長浜議員の一般質問を終わります。暫時休憩いたします。再開は11時15分といたします。

（休憩 11時01分）

（再開 11時13分）

○議長（芳住革二君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。次に、竹中進一議員の「国道235号線に接続する西泊津地区2路線のアクセス道路新設について」の発言を許可いたします。竹中議員。

○10番（竹中進一君） 10番竹中です。議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い国道235号線に接続する西泊津地区2路線のアクセス道路新設について、一般質問いたします。現在、平成28年10月1日から平成33年3月26日までを工期として進められております日高自動車道新冠大狩部トンネルの掘削土砂・残土を西泊津町有地内のAゾーン及びB1ゾーン、B2ゾーンに受け入れたいし、整地の後町が何らかの活用をいたすこととなっておりますが、計画では工事期間中100万立方メートルの土砂を合計1

6万7000台、1日に11トンダンプが20台、5回程度往復するようになっており、計1000台が休日を除く毎日町道万世新冠線を往来するようになっております。国道230号線と接続するT字交差点は、見通しも悪く普段でも中々スムーズな通行が困難な箇所であると感じております。そこで、西泊津線の町道万世新冠線と夕日ヶ丘2号線を結ぶアクセス道路を新設することはできないかについてお伺いいたします。さらにまた、このアクセス道路の必要性として同僚議員から度々発言のございました市街地から東町避難階段によって避難された方々の受け入れについても、現在は泊津生活館となっておりますが、到底収容できる規模ではないことから新冠温泉レ・コードの湯へ避難ができる道路として有効に活用が図られるのではないかと思います。道路の新設は、町の単費ではできかねますし補助制度を利用しなければならない訳で、容易ではないことは理解いたしており、工事が始まっている今になって提案いたすのもいささか遅い感じもいたしますが、予想を超えるダンプが往来いたすこととなりましたことから、緊急性のある事項だと思ひぜひとも実現に向けて取り組むべきではないかと思いますので、町長のご見解をお伺いいたします。

○議長（芳住革二君） 答弁を許します。鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 竹中進一議員の、国道235号線に接続する西泊津地区2路線のアクセス道路新設について、お答えいたします。西泊津地区の町道万世新冠線と町道夕日ヶ丘2号線を結ぶアクセス道路を新設してはいかがかのご提言ですが、現地の地形からアクセスするためには大半が橋梁となり、架設する場所にもよりますが1点目では最短でも橋長が150メートル程度必要となり、3点目の新冠温泉に近いルートでも橋梁と取り付け道路を合わせ400メートル程度の延長になると考えられ、事業費としては概算ではありますが、調査費等も含めておおよそ17億円及び20億円程度かかることが想定されます。このような多額の費用がかかるため、国の補助事業の採択が最低必要条件であります。現段階では対象となる補助事業が見当たらない状況でありますことから、事業化は極めて難しいものと考えてございます。また、日高自動車道のトンネル工事に伴う土砂運搬による影響でございますが、既に関係される住民の皆さんには説明会や委託文書などによる説明を終えており、事業主体の国土交通省においても交通誘導員の配置や、車両の通行感覚の調整など万全な安全対策は講ずるとの説明も受けておりますことから、現状では支障がでないものと認識してございます。また、現状では考えられないような状況が発生した場合は、国土交通省と協議改善してまいりたいとも考えてございます。さらに、東町の避難階段を登られた方々が新冠温泉へ避難するためにもぜひとも必要な道路となりうるとのご提言ですが、現在当該避難階段を利用される避難者は一時的にそのまま高台に避難した後、必要に応じて朝日へ二次避難することとなっておりますので、併せてご理解いただきたいと思ひます。

○議長（芳住革二君） 再質問ございますか。はい、竹中議員。

○10番（竹中進一君） 現在、大狩部トンネルの残土運搬は判官館の周辺、高江地区への運搬となっております。9月14日の段階では、11トンダンプが11台程度稼働して

おるといふうに実際に見ております。ただいま町長さんが答弁の中にありました、車両間の間隔というのは等間隔でかなり配慮されているのではないかと感じております。道路を新設するという事になれば、ただいまの答弁にございましたように、150メートルから400メートルぐらいは必要であるということと、補助等がなければ17億、全体の工事費が予想されるが、17億から20億円ということでございますが、これらは到底補助等がなければ困難な内容でございますので、実現できるまでの間万世新冠線と国道235号線とのT字交差点に左折帯を設置して、下り線の新ひだか町方面に向かう車両だけでも利便性を考慮することはいかがでしょうか。さらにまた、もしも災害等が発生したときに、緊急時には現在の工事用道路を利用して温泉に避難できる体制は取れないでしょうか。さらにまた、日曜と祭日には工事がなく、ダンプも通行しない訳ですから、その日に限り普通車のみで工事用道路を開放し、温泉やパークゴルフ場へのお客誘導に寄与することはできないでしょうか。その際の事項については、それぞれの自己責任であることを明記して取り組むことはいかがでしょうか。それとは全く別角度からの考え方といたしましては、本格的な道路の建設までに時間がかかり、なかなか難しいようであれば、相当安価で設置可能な歩行者用つり橋も考慮してはいかがでしょうか。今は、揺れの少ない安定した橋とする技術もあるようですし、普段は温泉と今後整備がされるであろう乗馬施設との観光ともコラボした目的としても大変有効ではないかと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（芳住革二君） 竹中議員、通告外の質問をしているようなのですけど。気を付けてください。はい、鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） お答えいたします。まずもって、西泊津地区の土砂運搬につきましては、議員ご指摘のとおり、20台で5回程度ということでございますので、ご報告申し上げたいというふうに思います。町道万世新冠線と国道235号線の交差点において、町道側に左折帯を作つてはいかがかという質問でございますけれども、国土交通省公安委員会地権者との協議が発生することから、時間を要すと考えますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。また、これにつきましては、協議はしてみたいというふうにも考えてございます。次に、災害時及び日曜祭日における食肉センターからの工事用道路の利用についてでございますが、基本的には工事敷地内であり、公道でないことから一般車両通行は不可能と考えてございます。ただ、災害時などの緊急の場合については自己責任の所在の問題も発生するために、管理している国土交通省の協議が必要でありますので、この辺も協議をしていかなければならないことということなので、ご理解をいただきたいというふうに思います。また、歩道つり橋の設置についてのご提案がございましたが、安価といっても工事費はそれ相当の費用がかかることに併せまして、現状における歩道としての採択基準及び要件が費用対効果も含め、整わないことから、現段階では大変難しいものと考えておりますので、ご理解を賜りたいというふうに存じます。

○議長（芳住革二君） 再々質問ございませんか。（なしの声あり）引き続き「新冠町立国

保診療所今後の運営について」の発言を許可いたします。竹中議員。

○10番（竹中進一君） 引き続きまして、通告に従い新冠町立国保診療所の今後の運営について、一般質問いたします。町長は、今月1日全員協議会時に来年度を目途に有床化いたしたいとの意向を表明されました。これは、公約の重要な件でもありますから一定の理解はいたしますが、先と同僚議員からの一般質問の答弁においては、診療所を有床化について再開の時期を明言されていなかったと理解いたしておりましたし、再開に際しましては解決までに出さなければならない問題があまりにも多く、それらをクリアして後世に財政的な負担や国が進めようとしている自治体連携などの多くの点について、慎重に進めるためには拙速な判断とならないよう町民の理解を得るためにも、もっと時間をかけて慎重にご判断をなさるのではないかと感じておりましたが、早い時期での方針表明でございましたので、何点かについてお伺いいたします。平成27年度12月に、新ひだか町との医療連携を締結し現在に至りますが、この実施に至るまでは役場庁舎内の保健医療福祉体制整備プロジェクトチームにおいて、約2年間協議された結果、国保診療所を無床化として運営したいとの方針が示され、今日に至っております。この背景には、過去国保病院として運営してきた際に、毎年のように2億円を超える一般会計からの繰り入れの負担軽減のために協議を重ね、病院の企業会計を特別会計化し、さらに病床数18床の国保診療所化としましたが、24時間救急受け入れの体制維持などのために赤字額の減少までにはなかなか至らず、町民の医療体制の見直しのために今までに例のない新ひだか町との医療連携が締結され、財政負担軽減と今後の医療福祉介護を一体とした体制にして、万全を期すとの説明もあった中で出した結論であった訳ですが、議会においても医師の確保等で診療体制のやりくり等で厳しい状況なども過去に経験したことから、やむを得ず了承された経過がございます。これまでの医療体制の変遷には、もちろん国の制度に翻弄されたこともあると思います。医療スタッフの体制が突然厳しい基準となり、その時期には実施設計まで進んでいた国保病院の改築を取り取りやめることとなったこともございましたし、無床化し新しい体制で臨むこととなった時期に、有床化であれば交付金が突然8000万円余に増額されることになりましたが、いつも突然に変わる国の医療行政を鑑みて現在、そして、将来的にその交付金は持続的期待できるものなのか確約されていないのでしょうか。また、医師や看護師などの医療従事者確保に町長及び担当者は相当のご苦勞をされてきました。そのような中で、この度、医師の確保に成功され10月1日より勤務されることとなりましたご苦勞には敬意を払う次第でございます。これにより、先のプロジェクトチームが打ち出しておりました、国が推奨いたす在宅医療などの新しい診療体制などへの取り組みが図られるかについてお伺いいたします。しかし、急に現在の院長が今年度で退職を希望されているとの報告を受け、医療スタッフの確保は今後もますます厳しい状況であることを実感いたすものですが、後任等について良い結果が得られることを期待いたします。また、懸念の財政面では、診療所会計直近の5年間の経過を決算説明資料によりますと、一般会計からの繰入額は、平成24年度1億7251万9000円、

平成25年度1億9700万4000円、平成26年度1億6471万1000円、平成27年度1億3641万2000円、平成28年度1億343万5000円となっており、ピーク時の25年度に比して28年度では9356万9000円、約1億円の削減が図られております。こういった経過から、財政的には議会の判断も正しかったのではないかと考えられますが、町長の方針である町民の誰もが、いつでも安心して医療サービスが受けられる体制の回復のために、有床化へと再転換を進めようとするのであれば、この医療部門のみならず町民インフラの重要で必要なものはコストのみで判断いたすことはできないと思いますが、ここでの判断は医療スタッフの確保、財政の負担、間近に控えた診療所の改築も含め長期展望を見据えたものとなり得なければなりませんし、再度見直すことのできない重要な判断が求められます。そのためには、結論ありきでなく新ひだか町立病院は無論のこと、救急を受け入れていただいている他の病院との医療連携を改善して、安心できる医療サービス体制再構築の方法はないかを含め、時間をかけて町民はもちろんのこと、議会にも納得のいく説明をしながら慎重に進めていくべきではないかと思いますが、ご見解をお伺いいたします。

○議長（芳住革二君） 答弁を許します。鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 竹中進一議員の新冠町立国保診療所の今後の運営について、お答えいたします。ご質問の内容は、有床化に対する5件のご質問と理解して私の所見を述べさせていただきます。前町長の退任などにより、入院病床の維持が困難となった平成27年12月より、休床化として診療所運営を行っているところでございます。失礼いたしました。前所長の退任などによりでございます。訂正して、お詫び申し上げます。有床化に至る経過といたしまして、当時議会に対しては一般会計からの繰り出しの増加や、医師をはじめとする医療スタッフの確保の困難さ、施設の老朽化による建て替えに対して、その際の適正規模の見極めなどの理由が挙げられており、止むを得ない判断と理解してございましたが、この度の町長選の立候補にあたり、多くの町民の皆さんとお話する機会の中で、町が行った住民説明会は決定事項の通達であり、町民への説明が不十分であるとの批判が多く、町民のニーズとかけ離れた判断であったことへの訴えと病床の復活を望む切実な声が多く、その実現に向けて大きな期待を多くの町民から寄せられたものでございました。このことから、安全で安心して暮らせるまちづくりの基本として、国保診療所の有床化を私の町長立候補の公約の1つとして町民に訴えてきたところでありますし、また、町長就任以来診療所や恵寿荘の実態を見るにつけ、夜間や休日における恵寿荘の入居者が医師不足の中で大きな不安を抱えておられる姿を目の当りにいたしまして、一刻も早い病床復活の必要性を感じたところでもあります。もとより、病床の復活には医師や看護師等のスタッフの確保が最も重要であり、困難を極めることは承知しておりますが、幸いにもこの度の私の想いに賛同いただける医師の確保の見通しが立ち、病床復活への足がかりができましたので、早い時期での病床復活に向けた体制づくりに取り組むところでございます。議員ご指摘のように、病床復活となれば人件費の増加や各種事業の委託など経費も増加し、こ

れまでのように町財政への負担も大きくなることも予想されますが、町民の不安解消のために必要な投資であり、ある程度止むを得ないものと考えておりますが、少しでも負担が少なくなるよう経営改善を図る覚悟でおりますし、また、施設の老朽化も著しく建て替えを検討しなければならないのも事実でありますので、まずは病床復活し適正規模での施設整備を並行しながら取進めたく考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（芳住革二君） 再質問ございますか。はい、竹中議員。

○10番（竹中進一君） 有床診療所に戻したとしたら、一般会計からの繰り入れ状況は今後どのように試算されるのでしょうか。具体的に示すことはできないでしょうか。ただ今私が無床診療所と発言いたしましたけれども、町長の答弁の中で休床診療所ということでしたので、それに改めさせていただきます。休床診療所のままでも、今の医療連携の不備な点を改善することで町民の診療に対する不満や不便さを払拭し、安心していつでも必要な医療が受けられることができる体制をとることはできないでしょうか。救急患者移送の際に、医師体制を見直して患者の医療データと現在の症状を伝えることのできる体制を構築し、町立医療機関同士ではバックシステムにより電子データの相互通信を利用し、他の医療機関では紙のカルテでも可としているのでそのように改善し、移送の際の受け入れをスムーズに行うべきではないでしょうか。有床診療所となって24時間365日受入体制にした場合、国の診療報酬の基準では看護師1名分と、医師は自宅待機分だけとなっているのではないのでしょうか。救急や特老を含めた対応をしなければならない中、複数の看護師が必要になるのではないのでしょうか。有床化しても救急患者を含む患者に二次医療は対応できない訳ですから、医師体制のみを当面見直し、患者のカルテ等の改善を図り安心して新ひだか町の町立病院を含めた他の医療機関、そして日高町立病院にも移送可能な体制による休床化を視野に入れた検討を併せて行う必要があるのではないのでしょうか。これまで、短期間ではあるが医療連携により新冠町、新ひだか町ともに相乗効果をもたらし、財政的負担軽減には良い結果となっていると思います。新冠町負担分は予算時に比して決算時には相当削減されていると思いますが、これは新ひだか町にとっても言えるのではないのでしょうか。新冠からの入院患者数が新ひだか町立医療機関の当初ベッド数の20%を見込んでいたものが10%となり、減少したことも負担軽減に影響いたしておりますが、受け入れ側の病院といたしましては、入院ベッド数に応じた医療従事者の配置は義務付けられているため、固定経費が変えられない中では新冠町からの入院患者による空きベッド減少効果による赤字額の減少効果があったのではないかと思います。町長のご見解をお伺いいたします。

○議長（芳住革二君） はい、鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） お答えいたします。まず、以前の状態にした場合の一般会計からの繰入額の試算であります。診療所会計における収支については医師及び看護師等のスタッフの数や入院外来者の数によって大きく左右されますので、詳細な計算が必要となり

ますが18床の入院病棟を復活した場合、最低でも休床前の平成27年度当時のスタッフ数が必要となりますので、その時点の決算額である1億3000万程度は最低限必要と考えておりますが、これは今年度当初の一般会計繰出金1億800万円と比較すると、約2000万円の増額となります。私も、今後の医療について近隣との医療連携は必要不可欠であると認識しております。しかしながら、新ひだか町の医療連携においても町立静内病院とパックスによる医療連携システムの導入によりかかりつけ医として救急患者の受け入れが可能になるということでありましたが、現時点では情報の共有化ができないのが実態でありますし、また、救急患者の受け入れについては救急告示病院である静仁会を中心に受け入れ体制が確保されているところではあります。特に恵寿荘入所者の休日夜間の受け入れに際しましては、診療所の医師が不在であることから患者情報が記載された診療情報提供書が作成できず、静仁会からは受け入れに際し、改善を求めてられている状況にあります。また、医療体制の見直しにより無床化のまま二次医療機関への移送体制を整備せよとのお話であります。多くの町民の皆さんが不安視されているのは地元入院病床が確保されていないことにあります。普段通院をされていない町民の中にも、いざという時にすぐに入院ができる地元の医療機関を望んでおられるのが実態だと思います。まずは、このような不安な状況を改善するため、入院病棟の復活を果たした上で、さらなる医療連携の改善を目指してまいりたいと考えております。また、医療連携による財政負担の軽減であります。議員がおっしゃるように、確かに医療連携により当町における財政負担は軽減されておりますし、新ひだか町においても少なからず軽減されているものと思います。しかしながら、財政効率を求めた結果、休日夜間の医師の不在や地元から入院病床がなくなったことに対する町民の不安をあおる結果となったことも事実でございます。このため、繰り返しになりますが病床の復活は町民の不安解消と、安全安心の確保のために必要な投資であり、ある程度止むを得ないものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（芳住革二君） 再々質問ございますか。はい、竹中議員。

○町長（鳴海修司君） 町長の診療所有床化への想いは強いと感じますが、解決しなければならない事項が山積いたしていると思います。新ひだか町との医療連携については、国の進める自治体連携にも沿ったモデル的なケースにもなっており、良い結果に向かっていくと思います。現在、生活検討においても切り離せない状況となっていることでもありますので、短期間での解消にはよほど慎重に物事を進めなければならないと思いますが、医療連携を解消するとしたらどのように取り組まれるのでしょうか。仮に、有床診療所化とした場合、先にも申しましたが、国からの診療報酬は看護師1名分と医師は自宅待機分のみとなるようですが、一次医療を主とした入院患者が主となり、長期入院の高齢者を相当数の割合で受け入れなければならない状況になると思います。そうすると、現実には24時間夜中でも相当の医療行為が必要となり、さらに、救急にも対応いたすとなれば、複数の看護師が絶対に必要で、医療費への負担増も危惧されます。一方では、急性期ベッド1日

あたり診療報酬が約3万円に対して、慢性期では1日約1万7000円となっているので、そうすればますます財政の負担が大きくなるのではないかと心配が先立つ訳ですが、議会や町民に納得のいく説明をするためにも、もっとじっくり調査等を行い、十分な時間をかけて計画を取り進めるべきと思いますが、この期間のことについても町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（芳住革二君） はい、鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） お答えしたいと思いますが、先ほども申したとおり私の繰り返しの答弁となることをまずもって、お許し願いたいというふうに思います。私は、今後の医療について、近隣町との医療関係は必要不可欠であると認識してございます。新ひだか町との医療関係は、先駆的な取り組みとも受け止められますが、現時点において、必ずしも理想とおりの連携には至っていないのが現状であります。改善を図る必要があるとも思っているところでございます。その上で、まずはこのような不安な状況を改善するため、入院病棟の復活を果たした上で、さらなる医療連携の改善を目指していきたいと考えてございます。また、有床化とした場合の費用負担についても先ほど申したように、スタッフの数や患者によって大きく左右されますので一概には言えませんが、休床前の状況に戻した場合、入院患者は慢性期の患者が多くなるとも予想されますので、厳しい経営となるものとは思われますが、これも町民の不安解消と安全安心の確保のために必要な投資であるとの認識のもと、止むを得ないものと考えておりますので、重ねてご理解を賜りたいというふうに存じます。

○議長（芳住革二君） 以上で、竹中議員の一般質問を終わります。次に、氏家良美議員の「不育症治療に対する助成について」の発言を許可いたします。氏家議員。

○6番（氏家良美君） 6番を氏家です。議長より、発言の許可をいただきましたので、通告に従い不育症治療に対する助成について、質問いたします。妊娠はするが、流産や死産を繰り返したり、早期新生児死亡があった場合に不育症と診断されます。不妊症との違いは、妊娠はできるということです。不育症は、妊娠する女性のうち4%程いると言われ、適切な治療を行えば、80%以上出産に至っていると言われております。また、不育症の治療には1回の治療で、20万円から40万円かかると言われております。不妊治療に関しましては、認知度も高く、助成制度も十分とは言えないまでも充実してきており、新冠町においても、手厚い助成制度になってきていると感じております。しかし、赤ちゃんを授かりたいと願う夫婦がいたとして、症状の違いで一方は手が差し伸べられて治療を続けられ、もう一方は治療を諦めなければならない状態であります。さらに、不育症は認知度が低く、不育症であると気付くのも遅れる傾向があります。私は、新冠町が子育て支援や妊婦のサポートなど積極的に進めている先進的な町であると誇らしく思っております。そこで、この認知度の低い不育症への助成制度、不妊症と同程度の助成制度にすることによって、認知度も高まり治療を始めるきっかけになると考えます。そして、結果的に妊娠・子育てをするなら新冠町でと考える夫婦が増えたり、子育て世代の我々が新冠町をさらに誇らしく

思えると考えます。赤ちゃんが欲しいと願う夫婦の精神的な部分を十分にケアすることは難しいことですが、周囲の理解を促すきっかけにもなり、治療を必要とする夫婦も町が応援してくれていると感じて、心強く治療を続けることができるのではないかと思いますので、早急に不育症に対する助成制度の確立をすべきと考えますが、町長の所見をお伺いいたします。

○議長（芳住革二君） 答弁を許します。鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 氏家良美議員の、不育症治療に対する助成について、お答えいたします。不育症とは、厚生労働省の研究班によりますと、妊娠はするけれど2回以上の流産、死産もしくは生後1週間以内に死亡する早期新生児死亡によって児が得られない場合と定義されており、全国で毎年3万1000人の患者がいると推定されております。不育症の治療による出産成功率は80%で、過去5回までの流産等であれば良好とされておりました。北海道も本年4月より不育症の検査・治療に係る助成事業を始め、1回あたりの検査から治療費に対して、10万円の限度をもって助成する内容となっております。北海道の助成事業の状況ですが、日高管内での申請件数は0件で、札幌、旭川、函館市を除く道内全体でも10件程度とのことでございます。また、北海道内の市町村の動きでは本年5月1日時点で、10市16町で助成事業を実施しているとのことでございます。不育症の治療費助成制度に対する当町の考え方といたしましては、これまで町民から相談を受けた事例はありませんが、当町が出産支援制度として実施している不妊症治療費をはじめ、妊婦健診、交通宿泊費の助成制度、さらに出産に係る緊急時の搬送のための関係機関との連携など、様々な方策に不育症の治療費助成を加えることでより充実した出産支援制度になるものと考えておりますので、創設に向け検討を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（芳住革二君） 再質問ございますか。はい、氏家議員。

○6番（氏家良美君） 前向きな答弁をいただいたと感じております。不育症は、認知度の低いものであるので助成制度を設けても、申請者は少ないかもしれません。しかし、それは気付いていないだけかもしれません。気付いていない夫婦にそのきっかけを持ってもらうために、不育症への助成制度を設け、広報することで知ってもらうことが大事であると考えます。ですから、相談が来てから制度を設けるのではなく、不育症を周知することを目的として早急に助成制度の整備をしていただきたいと考えます。前向きな答弁をいただきましたが、再度町長の所見をお伺いしたいと思っております。

○議長（芳住革二君） はい、鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） お答えいたします。議員のおっしゃるとおり、不妊症に比べて認知度が低い状況にあることと、また経済負担もそうですが精神的負担も和らげることは必要であると思っておりますので、制度の創設にあたっては、広報等も積極的に活用しながら認知度の向上に努めてまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（芳住革二君） 再々質問ございますか。（なしの声あり）以上で、氏家議員の一般質問を終わります。昼食のため、暫時休憩いたします。再開は、午後1時といたします。

（休憩 11時57分）

（再開 12時58分）

○議長（芳住革二君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。但野裕之議員の「貨客混載について」の発言を許可いたします。但野議員。

○11番（但野裕之君） 11番但野です。議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い貨客混載について、一般質問いたします。タクシーや貸し切りバスで荷物を運んだり、貨物車に客を乗せたりする「貨客混載」サービスが9月1日から過疎地で可能になります。このサービスの対象地域は、過疎地を抱える3万人未満の市町村等で道内では18市、127町村で147自治体が対象となり、本町もその対象となっております。サービスを行う事業者は、貨物輸送業と旅客輸送業を掛持ちする許可を各運輸支局で取得する必要があります。タクシー業者ならば、利用者の少ない時間帯に宅配業者の委託を受け荷物を運んだり、外出が困難な交通弱者や高齢者のために食品や日用品を配達したりすることが出来るようになります。運送業者ならば、荷物の配送に使われるワゴン車等にも許可を取れば助手席等に客を乗せられるようになります。これらのことから、人口減少に苦しむ中山間地や離島等地域の交通網維持や、高齢者の買い物支援の他、人手不足の運送業の効率化にも繋がると期待されています。本町では、交通弱者対策と地域交通網の維持目的でコミュニティーバスを運行させ、高齢者や子ども、学生等の足を確保し、効率的で持続可能な町内の公共交通となっています。また、高齢による体力の低下や、地域の商店の廃業等により日常生活を維持するために必要な買い物が困難となっている高齢者等に対し、見守りを兼ねた食品や日用品を配達する高齢者等買い物支援事業らしくらく新冠を事業化しています。このように、本町独自の事業により地域交通網が維持され、高齢者の買い物支援がなされ、十分な住民サービスが行われ、町民からもそれなりの高い評価を得ていると思います。しかしながら、これらの事業は素晴らしいと評価されていても、100%満足いくものではなく、これらの事業を補完する上においても今回の規制緩和を受ける貨客混載は、新たなサービスの可能性の拡大が考えられるはずです。地域活性化に役立てようとする自治体も数多く見受けられます。住民サービスの向上を図る上でも、担当課では貨客混載について、当然調査研究、検討を行っているものと診察します。その経過と内容説明を求めます。

○議長（芳住革二君） 答弁を許します。鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 但野裕之議員の、貨客混載について、お答えいたします。自動車運送業の担い手を確保するとともに、人口減少による輸送需要の減少に伴う輸送需要の減少が深刻な課題となっている過疎地域等において、人流物流サービスの持続的可能性を確保するためには、従来の自動車運送事業のあり方とは異なる新しい事業展開を可能とし、

その生産性向上を図っていくことが必要なことから、旅客自動車運送事業者は、旅客の運送に貨物自動車運送事業者は貨物の運送に特化してきた従来のあり方を転換し、両事業者の許可をそれぞれ取得した場合には乗合バスについて、全国で貸切りバス、タクシー、トラックについては過疎地域において一定の条件のもとで、事業の掛け持ちを行うことができるようになっております。乗合バスにおける貨物輸送について、これまでは350キロ未満とされていたものが、今年9月の法令改正により350キロ以上の荷物を運ぶことが可能になったことと併せ、過疎地域においてタクシーや貸切りバスで荷物を運ぶこと、また、貨物自動車が人を乗せることが可能となっております。道内の事例として、一宅配事業者が路線バスを活用して、宅配業者の拠点間の荷物輸送の導入に向け調整を行っている路線や、貨客混載輸送の対象候補としている路線があり、運送業の効率化や路線バスの生産性向上に繋がるものとされております。町が運行しているコミュニティーバスにつきましては、自家有用償旅客運送の扱いとなり、こちらの方は、平成28年3月から地域の貨物自動車運送事業者の事業運営に支障がないなど、一定の要件を満たした場合に道路運送法の許可を得ることにより、過疎地域において350キロ未満の荷物を運ぶことが可能となっております。貨客混載について、現在のところ検討は行っておりませんが、少子高齢化や人口減少が進み、貨物や旅客の運送量が限られる中、地域住民の生活を支える物流網及び地域公共交通網を維持・確保し、その持続可能性を高めていくことが肝要と考えておりますので、高齢者買い物支援の「らくらくにいかっふ」も含め、貨客混載について、今後調査検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（芳住革二君） 再質問ございますか。はい、但野議員。

○11番（但野裕之君） 町長の前向きな答弁ありがとうございます。これから調査検討始めるということですが、今後どれくらいの時間をかけて進めるのか、また、プロジェクトチーム等のようなものは作るのか、また、その結果、評価、判断はどのような形で告知するのか。この3点についてお答えを求めます。

○議長（芳住革二君） はい、鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） まとめてお答えさせていただきたいと思っております。事業者による運送業や許可取得や事業者の体制、どんなサービスが考えられるのか、可能なのか、これは時間を要するというふうに思っておりますので、その辺慎重に検討してまいりたいというふうに考えてございますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（芳住革二君） 再々質問ございませんか。（なしの声あり）引き続き、「科学的特性マップについて」の発言を許可いたします。但野議員。

○11番（但野裕之君） 引き続き通告に従い、科学的特性マップについて、一般質問いたします。政府は、原発の使用済み核燃料から出る高レベル放射性廃棄物核のごみを地下深くに埋設する最終処分場の建設候補地となり得る地域を示した全国地図、科学的特性マップを発表しました。火山や活断層の有無等科学的な条件に基づき、最も適正が高いと分類した地域は、国土面積全体の約30%に上っています。市町村別では、約9000の全

国の自治体の半数に最適地が存在することが分かりました。道内では、86市町村が最適地とされ、本町も含まれています。核のごみとは、原発の使用済み核燃料から、ウランやプルトニウムを取り出し、再利用する再処理によって出る廃液のことで、ガラスと混ぜたガラス化固体の形で管理するが、長期間にわたり非常に強い放射線を出し続けます。現在の科学力をもって、この核のごみの放射線を無くすることができないので、政府は2000年に、地下300メートルよりも深い岩盤に埋めて、最終処分すると法律で定めています。地下深くは、地震等の影響が受けづらく、岩盤が物質を閉じ込める性質があることから、放射線が十分に下がる数万年から10万年先まで生活環境から遠ざける計画としています。これは、臭い物に蓋をする行為そのものであり、将来に現在のツケを回すようなものであると私は思います。国は、今後核のごみ処分の事業主体の原子力発電環境整備機構NUMOとともに、地図で緑色に塗られた海岸から20キロ以内の最適地で、重点的に地域住民への説明を行い、候補地選定を本格化させるとしています。候補地選定は、国が最適地に含まれる自治体に申し入れる方式と、自治体がNUMOの公募に手を挙げる方式の両方で候補地を探します。その後、複数の候補地を対象にした文献調査、地上からボーリングを行う概要調査、幌延新地層研究センターのような地下施設を作って行う精密調査を20年かけて行い、候補地を絞り込む予定としています。この第1段階の文献調査に応じるだけでも、自治体には2年間で最大20億円が交付されます。また、事業費は約3兆7000億円と試算され、原発を持つ電力会社等が負担するが、元を辿れば電気代を払う利用者が負担する形となります。当然、北電には泊原発があるので、私たち道民も負担する形となります。原発のランニングコストが一番安く安全であるという謳い文句は、福島原発の事故で証明されたようにでたらめ極まりないと思われまます。海外では、日本と同じく地下深くに埋める地層処分を採用しています。しかし、反対運動等で各国の処分場選定は難航し、建設地を決定しているのは、フィンランドとスウェーデンの2か国だけです。最も事業が進むフィンランドは、1983年に段階的な選定調査を始め、2001年に処分場を決定し、2004年から原発のあるオルキオ島で地価調査施設の建設に着手し、2015年に政府が処分場建設を許可しております。2020年代の操業開始を目指しています。スウェーデンにおいては、2009年に処分場が決定しただけです。このように、核のごみの処分に対して未だ操業が開始されていない現状となっております。道は、2000年10月に「核のごみは受け入れ難い」と宣言する都道府県で唯一の条例、北海道における特定放射性廃棄物に関する条例を成立させています。その内容は、私たちは、健康で文化的な生活を営むため、現在と将来の世代が共有する限りある環境を将来に引き継ぐ責務を有しており、中略 特定放射性廃棄物の持ち込みは慎重に対処すべきであり、受け入れ難いことを宣言するとしています。この条例は、幌延新地層研究センターの建設を受け入れるにあたり、研究は認めるが実際に核のごみの持ち込みは認めない担保として制定されました。しかし、国やNUMOの幹部からは、条例があっても候補地になり得るといふ発言が相次いでおり、高橋はるみ知事は記者会見等で条例は遵守するとしています。

今後道内市町村が候補地となった場合の対応については、明確な言及を避けております。経済産業省は、今回のマップ提示はあくまで地質等の特性を示した地図であり、候補地になるよう自治体に押しつけるものではない、と強調していますが裏を返せば候補地そのものにもなり得ると推察されます。条例が、将来骨抜きにされる懸念は拭えない状況と思われれます。地図の公表は、処分場選定に向けて国民の議論を活発化させる狙いがあり、9月以降最適地である地域で重点的に住民向け説明会等を開き、候補地選定のための地質調査等への理解を求めるものとしています。国は、自治体や国民との間で慎重に情報と理解を共有し、合意を図る努力が不可欠です。最終処分については、まだまだ議論が必要と思いますが、私自身は核のごみを完全に最終処理できない状況で、原子力発電を進めた原発生活そのものに反対です。地域住民の安全安心のため、そして、このすばらしい自然に恵まれたふるさと新冠を守るためにも、道条例を支持する立場を貫き、町民の不安を払拭したいと考えます。町長の所見を伺います。

○議長（芳住革二君） 答弁を許します。鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 但野裕之議員の、科学的特性マップについて、お答えいたします。経済産業省は、本年7月27日原子力発電に伴って発生する高レベル放射性廃棄物の最終処分に適した地域を示した科学的特性マップを公表したところであります。高レベル放射性廃棄物を将来世代に負担を先送りしないよう、現役世代の責任で、地下深くの安定した岩盤に埋設する必要があることから、地層処分の仕組みや日本の地層環境等について、1人でも多くの方に関心を持っていただき、理解を深めていただくために、科学的特性マップが作成されており、地層処分を行う場所を選ぶ際にはどのように科学的特性を考慮する必要があるか、それらは日本全国にどのように分布しているのかといったことを全国地図の形で示しております。科学的特性マップの作成にあたっては、地層処分にふさわしいかどうか見極めるために、火山活動や断層活動といった自然現象の影響や、地下深部の地盤の強度や、地温の状況等様々な科学特性を総合的に検討する必要があります。そうした科学的特性は、詳しくは現地調査を行って、把握する必要がありますが、既存の全国データからも多くわかることから、既存の科学的データに基づき、一定の要件、基準に従って客観的に整理したもので、科学的特性マップはそれによって処分場所を決定するものとなっております。公表された内容について、町に通知もありませんし、また説明も受けておりませんが、町内は海岸線から内陸に向かって好ましくない特性があると推定される地域、輸送面でも好ましい地域、好ましい特性が確認できる可能性が相対的に高い地域に色分けされております。経済産業省は、科学的特性マップの提示を契機に、地層処分を社会全体でどのように実現していくか、今後議論を高めていく狙いがあると思っております。一方、道では北海道における特定放射性廃棄物に関する条例を平成12年10月に制定にしているところでございます。道の条例の全文は、重複するので削除いたしますが、この条例では明確に持ち込みを禁じているようには読み取れない部分もございますが、私としては条例の後段に謳われている特定放射性廃棄物の持ち込みは慎重に対処すべきであり、受け入

れ難いことを宣言するとなっておりますので、道条例の趣旨を尊重してまいる所存でございます。

○議長（芳住革二君） 再質問ございますか。はい、但野議員。

○11番（但野裕之君） 町長も私と同じように放射性廃棄物に対しては、持ち込みたくないという意思がはっきりわかりました。そこですが、町村会等を通じて他の自治体と連携を取り、道条例が間違い無く遵守できるよう惜しみない努力をしていただきたいと思います。国からの指示もありません中で無理な質問かと思えますけれども、そのような状況になった場合は、そのような対応を望みます。また、町独自として、核を持ち込まない条例等を制定するような考えはないのか、この2点の部分でお答えを求めます。

○議長（芳住革二君） はい、鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） お答えいたします。管内で統一して道条例を尊重する動きの働きかけは、科学的特性マップの公表後地域に対して国の動きが見られていない状況でありますので、何らかの動きがあった場合は、町村会で情報公開をしながら、十分な対応を検討してまいりたいというふうに考えております。また、条例につきましても、今申し上げたとおり、そういうものがある程度見えた姿の中で検討してまいりたいというように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（芳住革二君） 再々質問ございますか。（なしの声あり）以上で、但野議員の一般質問を終わります。次に、須崎栄子議員の「認知症高齢者専用シール、GPSの貸与を」の発言を許可いたします。須崎議員。

○1番（須崎栄子君） 1番須崎です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして、認知症高齢者に専用シール、GPSの貸与について、ご質問いたします。町内でも記憶に新しいのが、5月に起きた認知症による行方不明です。早速、就任早々の町長を本部長に役場、警察、消防、建設協会、農協、自治会等様々な分野より手を尽くして捜索にあたりましたが、結局手がかりすらなく捜索打ち切りとなりました。新冠町の65歳以上の高齢者は、28年末で1681名、その内介護認定を受けている人は約340名、施設に入っている人は55名、居宅は153名だそうです。特に居宅の場合、在宅介護をしている家族の方は精神的、身体的負担を抱えながら介護をしているのが現実です。町では、ふれあい夕食時あるいははらくらく便の配達等の見守り、そして、見守り隊員、見回り事業所等体制の充実を図ってきたところですが、まだ手薄の状態だと感じております。伊達市では、認知症等で徘徊の恐れがある高齢者を対象に、専用シールを使った見回り事業を始め、杖や靴等に貼ることで身元が特定しやすく、市民が高齢者本人を知らなくてもシールを目印に見分けることができ、登録情報は警察署や地域包括支援センターに提供され、行方不明になった場合の迅速な捜索に繋げることができるそうです。また、行方が分からなくなった場合の早期発見に繋げるため、GPSの貸与を8月から始め、高齢者が身に付けておけば家族が専用ホームページから居場所を把握できるシステムで、利用料についても利用者負担、事業費についても比較的安価です。ぜひ当町においても見守り事業

として認知症等で徘徊の恐れがある高齢者を対象に、行方が分からなくなった場合の早期発見に繋げるため専用シール、GPSの貸与について、検討をいただけますよう町長の所見を伺います。

○議長（芳住革二君） はい、鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 須崎栄子議員の、認知症高齢者に専用シール、GPSの貸与についてお答えいたします。警察によりますと、2016年に全国の警察に届けられた行方不明者のうち、認知症を原因とするものが1万5000人おり、前年度比では26.4%の伸び率だったと発表しております。また、行方不明者の総数は平成14年度ピークに減少しており、現在は8万人台で推移しておりますが、行方不明者総数に占める70歳以上の方々の増加と、社会における認知症の理解が進んでいることが伸び率の増加に繋がっているものと理解してございます。当町におきましても、議員のご指摘の通り本年5月に行方不明者が発生し、関係機関による捜索本部を立ち上げ、講じられる全ての手法を使い捜索を実施しましたが、未だ発見に至っておらず、捜索の限界も感じていると同時にご家族の心中をお察ししますと、1日も早い発見を願ってやまないところでございます。町では、一人暮らしの高齢者等の見守りとして、見守り隊員や見守り事業者の登録を行い、何かしらの異変に気付いた時に町へ通報する事業を展開しており、現在見守り隊員が81名、見守り事業所が22事業所の登録となっており、これまで通報が4件届いております。また、8月30日にはコンビニ大手のセブンイレブン・ジャパンと高齢者の見守り支援の協定を結んだところでございまして、見守り体制の充実へ向け前進していく所存でございます。議員からご質問のありました、認知症高齢者に対する専用シールの配布やGPS端末の貸与もしくは補助事業制度を設けている市町村も増えてきているようでございますし、特に山間部に住居が点在するような地域などにおいては、GPSの利用は効果が期待できると思いますので、補助制度の創設に向け検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（芳住革二君） 再質問ございますか。はい、須崎議員。

○1番（須崎栄子君） 前向きに検討いただけるようですが、困っているご家族、また、困っていないご家族等色々いらっしゃるでしょうが、未然に防ぐためにも、予防策としても是非早期の実現に向けて、ご検討くださいますようお願いしたいのですがいかがでしょうか。

○議長（芳住革二君） はい、鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 繰り返しとなりますけれども、どういうものか少し検討して進めてまいりたいというふうに考えておりますので、議員の期待に沿っていききたいとは思いますが、少し時間をいただきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（芳住革二君） 再々質問ございますか。（なしの声あり）引き続き、無人航空機ドローンの活用についての発言を許可いたします。須崎議員。

○1番（須崎栄子君） 引き続きまして、無人航空機ドローンの活用について、ご質問いたします。近年、無人航空機ドローンを活用して農業における農薬散布、工事現場における調査、配送サービス、諸外国では医薬品を短時間で搬送するために利用、郵便配達の一部をするといったように幅広い分野で重要が高まり、実用されております。先日、日本郵便は郵便局からの荷物配送にドローンの活用を検討していることを明らかにし、来年にも一部導入を目指す旨発表しました。また、町内においては企業がドローン操縦士の養成校を開校したところです。ドローンはまだまだ開発が進んでいるところであると思います。過酷な気象条件下での可否、装置の故障、搜索する技術、墜落及び漂流に対する安全面等の課題も多くあるのも事実です。しかしながら、こうしたリスクや課題を鑑みてもなお、ドローンには大きな可能性があるのは間違いないと思います。活用例といたしまして、1点目として、徘徊老人、災害被害者等行方不明者の搜索です。行方不明者の搜索は、市町村や警察等はそれぞれの関係する法令により人命の保護あるいは被害の軽減という観点から、その任務、責務が規定されているところですが、その搜索は広範囲であり、時には急傾斜地等人の踏み入れない所もあると思ひ、ドローンによる活用も有効ではないかと考えます。2点目といたしまして、防災対策への活用です。昨年は、各地で大雨被害が多発し、当町においても集中豪雨、度重なる台風の影響により土砂崩れ等多くの被害が発生しました。災害発生直後の被災状況探索に有効かと思ひます。そして、広報用写真の空撮等です。町民の生命と財産を守る安心安全なまちづくりを進める中、予測のつかない自然災害による被害を最小限に食い止める方法の1つとして人の踏み入れない所への調査、空からによる短時間の調査として、ドローンを導入、活用してみたいかでしょうか。

○議長（芳住革二君） はい、鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 須崎栄子議員の、無人飛行機ドローンの活用について、お答えいたします。無人航空機ドローンとは、遠隔操作や自動制御によって飛行できる航空機の総称であり、現在のところ、操縦に際しては免許や資格は必要がなく、近年多方面で様々な利用が図られており、今後においても活用の幅がますます広がっていくと考えられております。実際町でも、行方不明者の搜索や被害箇所の撮影など、関係機関の協力をいただきながら利用させていただいたところであり、その効果は十分認識しております。このように、身近な存在になってきたドローンではありますが、一方では航空法により、一定規模のドローンの操縦に関し、住宅が多い人口集中地域や夜間、空港の近辺等での飛行禁止などが規制されるなど、実用化が進むほど安全確保対策が必要となり、今後規制が強化されることも予想されます。議員ご指摘のように、町においても行方不明者の搜索や、防災対策、広報用写真の空撮等幅広い利用が考えられますが、他の分野においてもどのような活用が考えられるか。また、安全性の確保の観点からも、今一度全町的に検討し費用対効果を検証した上で導入について、判断したいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（芳住革二君） 再質問ございますか。（なしの声あり） 以上で、須崎議員の一般質

問を終わります。以上をもちまして、一般質問を終わります。

◎日程第4 議案第41号 平成29年度新冠町一般会計補正予算

○議長（芳住革二君） 日程第4 議案第41 平成29年度新冠町一般会計補正予算 を議題といたします。これより、本案に対する質疑を行います。なお、質疑は歳出からとし、項ごとに一括して行いますので、発言は内容を取りまとめ明瞭簡潔に補正項目の範ちゅうで質疑を行うようお願いいたします。歳出の10ページをお開きください。2款 総務費から質疑に入ります。1項 総務管理費 ありませんか。はい、武藤議員。

○3番（武藤勝罔君） 3番武藤です。この13項 委託料 のマイナンバーについて質問します。現在、マイナンバーに係わって町民に届いていない通知カード数。これはいくらかで、対象者の何%にあたるか。2点目。マイナンバーカードの申請数はいくらか。これも対象者の何%にあたるか。3つ目は、マイナンバー制度実施以降、システム改修費などに色々かかってくると思いますけれども、今の時点で制度発足から要した金額の総額はいくらになるか。以上、3つ質問します。

○議長（芳住革二君） はい、坂東町民生活課長。

○町民生活課長（坂東桂治君） 私の方から、2点お答えしたいと思います。まず1点目ですけれども、町民に届いていない通知カード数は何枚ですか。また、人口に対する対象者の割合は何%になりますか。この項目について、まず1点目お答えしたいと思います。平成29年8月末現在で、395枚の返戻となっており、本町の人口に対する返戻率は6.8%となっております。次に、マイナンバーカードの申請者数は何人ですか。という項目についてお答えいたします。平成29年8月末現在で、370人が申請しており、本町の人口に対する交付枚数率は6.6%となっております。また、総務省が平成29年5月15日現在で公表しております、市区町村別の人口に対する交付枚数率は、日本全体で9.0%、北海道全体では7.9%となっており、日高管内においては6.4%、このような数字となっております。

○議長（芳住革二君） はい、坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） 私の方からは、3点目の改修費の総額についてということでお答えいたしますけれども、改修費につきましては、平成26年度から毎年のようにそれぞれシステムの改修を行ってございまして、この度、補正予算で計上しております金額を含めまして、3578万円ほどの予算総額ということになってございます。

○議長（芳住革二君） ほかに、ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、11ページ。1項社会福祉費ありませんか。はい、氏家議員。

○6番（氏家良美君） 6番氏家です。13節 寿入浴委託料 についてお聞きします。3点ございます。1点目 現在、交付されている温泉券を申請できる対象者に対して、交付を受けている方の割合はどのくらいでしょうか。2点目 年間36枚の温泉入浴によって、温泉の効能を発揮するのに十分であるのでしょうか。また、それはどのように測定するの

でしょうか。3点目 本事業に限らず、単純に配布するだけの事業は、単なる町費のばらまきではないかとの声が出てくることも予想されます。そこで、単なる交付だけではなく、交付を受ける対象者に条件として、各種検診を受診された方、とすると申請者は自分の健康状態も知ることができ、町としても検診受診率の向上、疾病の早期発見、早期治療、さらには医療費の削減に繋がり、町民にも町にもより良い事業となると思いますが、検討はいたしましたでしょうか、また、その結果はいかがでしょうか。

○議長（芳住革二君） はい、鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹嘴寧君） それではまず1点目でございます、今温泉券の対象者ということでございます。平成28年度におきましては、対象者は946人に対しまして、交付された人数が375人ということで、約40%ということでございます。それから、年間36枚の効能と測定についてでございますが、まず、効能でございます。新冠温泉につきましては、温泉法に定める泉質といたしまして、ナトリウム塩化物、それから炭酸水素温泉という分類にされておまして、効能といたしましては、保温効果、また美肌効果という事で、適応症として神経痛や筋肉痛などの1つに健康増進ということが含まれてございます。入浴回数の効果につきましては、その回数分効果が期待できるというような押さえをしておきまして、測定の方法につきましては、科学的な分析や、またはアンケートの実施などが考えられますが、今のところ実施については考えておりません。それから、3点目の条件のことにつきましては、この事業は町民還元の要素も含まれておりますことから、高齢者の福祉施策であるという事から、条件設定は馴染まないと考えてございます。以上です。

○町長（鳴海修司君） はい、氏家議員。

○6番（氏家良美君） 6番氏家です。温泉の入浴は効能だけではなく、閉じこもりがちな高齢者の気分転換、また、検診を受診することを条件とするかどうかは今後検討していただくとしても、交付を受ける際に役場に来たときには、対応職員によって検診の案内や健康増進の色々な事業を紹介するチャンスでもあると考えますので、先程答弁にありました40%という交付率を上げる努力をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（芳住革二君） はい、鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹嘴寧君） それにつきましては、今まで色々やっておりましたが、再度それを分析しながら交付率の向上に努めてまいりたいと思います。

○議長（芳住革二君） ほかに、ありませんか。はい、荒木議員。

○5番（荒木正光君） 19節 負担金補助及び交付金 25万円について、質疑をさせていただきます。この25万円、介護分野における人材の不足についてはですね、現在、社会問題にも発展をしているところでございます。このような中ですね、当該の研修に係る経費の一部負担をするということは、有意義なことであると思います。そこで、今回25万円でございます。割り返すと、5、6名程度しか受講できないのではないかなというふうに思っております。これ以上に、助成希望者がいた場合の対応について、何か検討され

ているかどうかお聞きします。

○議長（芳住革二君） はい、鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹嘴寧君） まず、予算額25万円につきましては、助成額をですね、かかった受講費用の3分の2ということで、5万円上限ということで、この5万円の5人分ということで、25万円という積算をしております。管内の状況でございますが、直近で新ひだか町におきまして、今年度も8月から11月にかけて、この初任者研修を開催している状況でございます。定員が10名のところ、新冠町民は2名というふう聞いております。というところから、5名分という補助の予算を付けさせていただきましたが、状況によって受講者が増えた場合は、補正により対応してまいりたいと考えております。

○議長（芳住革二君） ほかに、ありませんか。はい、荒木議員。

○5番（荒木正光君） 今回の予算は、初任者研修を受講するための助成制度でございます。介護のですね、現場のキーパーソンとなるですね、介護福祉士。これは、国家試験でございますけれども、この資格が必要となる訳ですけれども、この介護福祉士を取得するためにはですね、実務経験3年プラス実務研修の修了が義務付けられております。この実務研修を受講とした場合、助成金を活用することはできるのかどうか。もし、できないとした場合、今後検討されるのかどうかお聞きします。

○議長（芳住革二君） はい、鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹嘴寧君） 議員おっしゃる通りですね、今、介護職員が国家資格にあたる介護福祉士を取得するルートといたしましては、養成校によるルートと、福祉系の高校のルート、さらに働きながら実務経験を積むという実務経験ルートがございます。その実務経験ルート、この部分に今言われた実務者研修という制度がございます。まず、養成高校ルートに対しましては、現在新冠町におきまして、医療職及び福祉養成修学資金貸付条例というものを設けておりまして、この制度を活用することにより、資格を取得することとなっております。実務経験ルートといたしましては、先程申しましたが、実務経験が3年以上と実務者研修ということでございますが、今回の補正対象はあくまでこの介護職員の初任者研修、その1つ前の資格となりますが、この資格に対する助成制度となっております。状況といたしまして、この研修の会場がですね常設では苫小牧市が一番近いところとなっております。臨時会場にて新ひだか町で年1度この初任者研修というものが行われておりますことから、この補助制度というものを設けました。それから実務者研修におきましては、先程議員ご指摘の通り、この国家資格を受けるための条件になる訳でございますが、この制度まず、初任者研修を受けていただいて、介護現場の裾野を広げたいという目的からまず、この初任者研修を設けてましてこの次には、実務者研修への助成も検討してまいりたいというようなことで考えてございます。

○議長（芳住革二君） ほかに、ありませんか。はい、長浜議員。

○4番（長浜謙太郎君） 4番長浜です。13節 委託料寿入浴委託料 に関連しての質問ですが、この寿入浴事業というのは、入浴事業とバス事業の寿事業の実施規則に基づき運

営すると認識しておりますが、今回、入浴事業の対象年齢は引き下げ、それによつての条例改正となりますが、バス事業については現行の75歳のままで引き下げとならないと認識しております。現状の高齢者ドライバーの事故が多発、それによる免許返納の流れ等を考えた時に、また、交通弱者や買い物弱者のことを考えたときには、こちらのバス事業の方の年齢も引き下げるべきと考えますが、一連の見直しの過程の中で検討はあったのか、また、その見解をお聞かせください。

○議長（芳住革二君） はい、鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹嘴寧君） 寿バス事業についてでございますが、検討の経過といたしまして、まず寿バス事業でございますが、こちら高齢者に対する閉じこもり対策として、当初70歳以上を対象に道南バスの町内路線の運賃を負担するというものでございましたが、その後の見直しによりまして、厚賀静内間を加え、さらに年齢については75歳以上ということで現在に至っております。そこで、今回寿入浴券の拡大という視点で補正予算も組ましていただいておりますが、まず温泉への移動手段ということでございまして、町が運行しておりますメロディー号、こちらは以前健康推進バスということで走らせておりましたものが温泉まで行ってございますので、現在このメロディー号に健康推進バス券というものを使っていただければ、70歳から74歳、今回拡充される方については乗車できる仕組みになっております。それから、寿バス券を利用することによって、このメロディー号で温泉に行けるという仕組みになってございますので、そういう観点から今回は、寿入浴券の拡充に係る補正のみ、そういう検討をさせていただいたところでございます。併せて、またそれに関連いたしまして、税条例の一部改正を行うこととさせていただいたということでございます。

○議長（芳住革二君） ほかに、ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、12ページ。4款 衛生費 1項 保健衛生費 ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、同ページ。5款 農林水産業費 1項 農業費 ありませんか。はい、椎名議員。

○2番（椎名徳次君） 2番椎名です。農業総務費の中で、野菜の促成栽培施設整備補助金ですけれども、これは自動換気だとかビニールハウスの補助金だと伺っておりますけれども、これはハウスで作る作物はピーマンだとか限定されているのか。後はどういうものを作っているのか、この辺を伺いたいと思います。

○議長（芳住革二君） はい、島田産業課長。

○産業課長（島田和義君） 作物については、特に限定をしておりますが、利用される農家さんの多くはピーマンあるいはアスパラ、これらに利用されてございます。

○議長（芳住革二君） はかに、ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、13ページ。2項 林業費 ありませんか。ないようですので、同ページ。7款 土木費 1項 道路橋梁費 ありませんか。はい、椎名議員。

○2番（椎名徳次君） 2番椎名です。13節の委託料 なんですけれども、除雪の業務委託なんですけれども、この450万円というお金なんですけれども、ちょっと山の方、

里平の方へいくとかなり遅れて圧雪になってから除雪するような状態が見受けられますので、なるべく圧雪になったところはダンプだとかではなく、グレーダーで早期に除雪してほしいと思いますのでいかがですか。

○議長（芳住革二君） はい、関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） ただ今の、椎名議員のご質問ですが、以前にも山間地域については、どうしても遅くなるという質問も過去にもありました。その辺は、これから冬を迎えますので、その辺も踏まえまして体制づくりをしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（芳住革二君） ほかに、ありませんか。はい、氏家議員。

○6番（氏家良美君） 同じく 13節 委託料 除雪業務委託料 についてお聞きします。機械が少ないために、時間がかかって後になる地域があるのはもう仕方ないことだと思うのですが、聞いたのは節婦町において、子どもが通学するときに間に合わなくて保護者の方が自主的に機械を使って除雪しているという状況があるようです。その場合に、順番があるので仕方ないのですが、具体例は節婦ですけれども、そういった自的に除雪をしていただける方に補助をすとかってという考えはないでしょうか。

○議長（芳住革二君） はい、関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） 節婦以外も実際は好意で待てないということでやって下さっている方は多々いると思います。その中で、そういう方に補助金とか、そういう部分というのは今この段階で、できる、できないというのはありますけれども、なかなかその辺が全体のことを考えた時に、現実にはちょっと難しいかなということで現段階ではなかなか補助金を出すということはちょっとこの場で答えられませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（芳住革二君） ほかに、ありませんか。ないようですので、14ページ。河川費 ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、同ページ。3項 住宅費 ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、15ページ。8款 消防費 1項 消防費 ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、同ページ。9款 教育費 1項 教育総務費 ありませんか。はい、荒木議員。

○5番（荒木正光君） 5番荒木です。説明では、現在の住宅が古くなったり、次年度不足が予測されるということから、2棟新築するという説明でございました。新冠町に行くんですね、立派な住宅が貸与されるからぜひ新冠町に赴任したいんだと、このような多くの教職員が望んでいただければ、大変嬉しいこととございます。そこで、現在の朝日地区と市街地には20数棟の教職員住宅が建設されていることとお聞きしております。そのような中ですね、最近は多くの住宅の庭にはですね、きれいな花が植えられたり、草刈りをして環境整備に努められておりますけれども、以前、一部の住宅ではですね、草も伸び放題で、ここは空き家になってるか、というような疑いたくなるような職員住宅も見受けられたことがあります。教職員住宅だけでなくですね、町の職員住宅も同じような環境も見

受けられますので、一言添えておきたいと思います。そこでですね、入居に際する義務として住宅環境の美化に努めるということや、季節に対応した換気口の開閉の徹底などですね、注意喚起等を促しているのかどうかお聞きをしたいと思います。

○議長（芳住革二君） はい、工藤管理課長。

○管理課長（工藤匡君） お答えいたします。環境整備や換気口等の徹底につきましては、毎年教職員住宅に居住する教職員に対しまして、住宅の美化、それから住宅周辺の環境整備の徹底を図るために文書により校長から職員に対し、周知しているところでございます。

○議長（芳住革二君） ほかに、ありませんか。はい、荒木議員。

○5番（荒木正光君） 貴重な税金でですね、建設する訳ですから、自分の家だと思ってですね、大事に入居して、ぜひ環境整備等の徹底を促していただきたいと思います。ちょっと住宅建設と直接関係はございませんけれども、そこに住まれている方は自治会でもあると思います。仕事柄、忙しいことは理解もしますし、強制はできませんけれども、ぜひ、自治会活動にもですね、積極的に参加をして、地域の住民とのコミュニケーションを図る必要もあると思いますけれども、そこら辺の考え方がでしょうか。

○議長（芳住革二君） はい、工藤管理課長。

○管理課長（工藤匡君） 先般行われました社会文教常任委員会の時に、環境整備についてご指摘をいただきました。状況をその後調査したところ、ほとんどの教職員住宅については、周辺の草刈り等環境整備をしている状況でしたが、改めて校長会を通して環境整備の徹底を促したいと思っております。また、自治会活動につきましても、多くの教職員が積極的に自治会活動に参加しているように思われますけれども、この件につきましても、地域住民の一員として参加を促すよう校長会を通して、周知したいと思っております。

○議長（芳住革二君） ほかに、ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、16ページ。2項 小学校費 ありませんか。はい、武田議員。

○7番（武田修一君） 7番武田です。15節 工事請負費 といたしまして、新冠小学校の教室の整備ということで、アルミパーテーションという説明がありましたけれども、何点か質問いたします。まず、何年間の利用が見込まれるか。それからもう1点、通常の教室と比べて心配あるいは支障は何らないものなのかどうか。それからもう1点、備品については、黒板等ですね、新たな調達とかあるのかどうか、その辺伺いたいと思いません。

○議長（芳住革二君） はい、工藤管理課長。

○管理課長（工藤匡君） まず1点目、何年間使用するかということでございますけれども、今回の改修は児童数の増加に伴いまして、また、机の大きさが大分大きくなってきておりますので、教室が手狭になっているということも兼ねて、広めの教室をとという要望がございました。それに伴いまして、今回プレールームを教室にというところで、ここをずっと小学校としては教室として、永年続けて使っていくということになるかと思えます。また、そこが教室になるということが支障であるかという点につきましても、広めの教室

になりますので、そういった意味ではあらゆる特別支援だとか、学習支援員の配置だとかということで、多数の職員が配置できたり、色々なきめ細かな指導ができたりということ、そちらについては支障がないというふうに理解しているところです。それから備品につきましては、黒板等につきましては、旧節婦小学校等で使われていた黒板がありますので、そちらの方を活用したいというふうに考えているところでございます。

○議長（芳住革二君） はい、武田議員。

○7番（武田修一君） 1つ目の中の答弁に入ったかもしれませんが、この教室に余裕ができてこの教室を使わなくなることも考えられますよね。その時には、どのような使い方をするのでしょうか。

○議長（芳住革二君） はい、工藤管理課長。

○管理課長（工藤匡君） こちらの教室はですね、メインに使うことになりまして、空き教室が今後出ることが考えられます。その際には、空き教室の方をプレールーム等、または、習熟特別教室だとか、そういったところで学校と色々相談しながらですね、活用について検討していきたいというふうに考えております。

○議長（芳住革二君） ほかに、ありませんか。ないようですので、暫時休憩いたします。再開は、14時15分といたします。

（休憩 14時 1分）

（再開 14時15分）

○議長（芳住革二君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。16ページ。5項 社会教育費 ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、歳入に入ります。7ページをお開きください。質疑は、ページごとに一括して行います。7ページ。9款 地方交付税 13款 国庫支出金 ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、8ページ。14款 道道支出金 17款 繰入金 ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、9ページ。19款 諸収入 20款 町債 ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、歳入歳出全般にわたって質疑ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、質疑を終結いたします。これより、議案第41号に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第41号について、採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案とおりに決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第41号は原案の通り可決されました。

◎日程第5 議案第42号 平成29年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算

○議長（芳住革二君） 日程第5 議案第42号 平成29年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算 を議題といたします。これより、法案に対する質疑を行います。質疑は、

歳入歳出一括して行います。発言を許可いたします。ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、質疑を終結いたします。引き続き、討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第42号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第43号 平成29年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算

○議長(芳住革二君) 日程第6 議案第43号 平成29年度介護サービス特別会計事業勘定補正予算 を議題といたします。これより、本案に対する質疑を行います。質疑は歳入歳出一括して行います。発言を許可いたします。ありませんか。はい、堤議員。

○8番(堤 俊昭君) このデイサービスの部分で350万円補填するということになりましたけれども、この介護報酬の引き下げについてですね、国は要因としてそれぞれの事業所の内部留保が多すぎるといったようなことを理由にしましたけれどもね、ほろしりの里の場合、内部留保等については、どのような状況になっているのかということと、もう1点デイサービスについてはですね、車に係る分の費用と人件費ということでありましたけれども、今回こういうような状況になりますとですね、ほろしりの里、デイサービス全体をね、指定管理者とするということに変わっていくのかどうか。

○議長(芳住革二君) はい、中村副町長。

○副町長(中村義弘君) まず、ほろしりの里の内部留保についてなんですが、法人の決算状況等の確認は行っておりませんので、どの程度の内部留保があるのかというのは押さえておりません。それと、これは年度協定に基づく支出でございまして、人件費、車両経費、それと介護報酬の下がった分の支払いということで、協定に基づく補正になってございます。それに対して、全てをほくと園に指定管理するのかということでございますが、今現在の指定管理先はほくと園という形の中での指定管理になってございますので、全てということではなく、ほくと園そのもの本体に指定管理をお願いしているということでございます。

○議長(芳住革二君) はい、堤議員。

○8番(堤 俊昭君) 内部留保についてはね、民間事業所だとやっぱり色々なことに備えて内部留保当然していく訳ですけどもね、ほくと園あたりはそうでなかったのだろうというふうに想像してね、ほくと園で内部留保もないので、指定管理の協定書ですか、変更させてね、350万円出したということになるんだろうというふうに思うのですけれども、やっぱり先に内部留保の状況を確認するのが順番ではないかなというふうに思うんですけれども。

○議長(芳住革二君) はい、中村副町長。

○副町長（中村義弘君） まず、介護報酬の改定にあたりまして、先程議員おっしゃられたように内部留保があるから報酬を下げたということの認識だと思うのですが、ほくと園そのものの内部留保がいくらあるから、その分はあなたの方でみなさいというのはですね、ちょっと指定管理としての筋からすると違うのかなと、私はそう考えております。

○議長（芳住革二君） ほかに、ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、質疑を終結いたします。引き続き、討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第43号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第44号 平成29年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算

○議長（芳住革二君） 日程第7 議案第44号 平成29年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算 を議題といたします。これより、本案に対する質疑を行います。質疑は、歳入歳出一括して行います。発言を許可いたします。ありませんか。はい、但野議員。

○11番（但野裕之君） 11番但野です。6ページ、医業費の職員手当の部分で質問いたします。医学研修研究手当とあります。456万円となっておりますけれども、この目的とその内容についてお伺いいたします。

○議長（芳住革二君） はい、杉山事務長。

○事務長（杉山結城君） 医学研修研究手当ですけれども、こちらは医師の給料、本俸については条例で定めております。医師を採用するにあたり、年俸制で採用することがありまして、その差額分を医学研修研究手当で補てんをするという意味合いで、こちらの方も条例で定めております。

○議長（芳住革二君） ほかに、ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、質疑を終結いたします。引き続き、討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第44号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第33号 新冠町税条例の一部を改正する条例について

○議長（芳住革二君） 日程第8 議案第33号 新冠町税条例の一部を改正する条例について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。佐藤税務課長。

○税務課長（佐藤正秀君） 議案第33号 新冠町税条例の一部を改正する条例について、

提案理由を申し上げます。この度の改正は、町保健福祉課が所管いたします新冠町高齢者等寿事業実施規則に基づき実施しております新冠町寿入浴事業について、温泉効能による高齢者等の健康増進を図るため事業の拡充を行います。この拡充のうち、温泉無料入浴券の交付対象年齢を現行の75歳以上から70歳以上に引き下げることにより、町税条例の入湯税で規定しております一人1日100円に対する課税免除の対象年齢につきましても、これまでの取り扱いと同様に寿入浴事業の対象年齢と同じ年齢に引き下げ、税制面からも温泉入浴を促進し、健康増進の一助にしようとするものです。改正内容につきまして、新旧対照表によりご説明いたしますので、2ページをお開きください。新冠町税条例の一部を改正する条例新旧対照表 表の左から、条名、見出し、新、旧の条文となっております。第142条 入湯税の課税免除 第142条 第2号中、旧の町内に住所を有する年齢75歳以上の者の年齢を新の70歳に改めるものです。1ページをお開きください。附則です。この条例は、平成29年11月1日から施行するものです。以上が、議案第33号 新冠町税条例の一部を改正する条例についての提案理由です。ご審議賜り、提案のとおりご決定くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、議案第33号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないので、討論を終結いたします。これより、議案第33号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第9 議員派遣の件

○議長（芳住革二君） 日程第9 議員派遣の件 を議題といたします。お諮りいたします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにご異議ございませんか。（なしの声あり）異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定いたしました。

#### ◎日程第10 発委第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について

○議長（芳住革二君） 日程第10 発委第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。提出者 議会運営委員会委員長 堤 俊昭君。

○議会運営委員会委員長（堤 俊昭君） 発委第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について、提案理由並びに意見書の内容について説明させていただきます。本意見書については、北海道町村議会議長会から議長に議

決要請があったため、議会運営基準の請願等運用方針5に基づき、議会運営委員会として地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。次のページをお開きください。林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書 北海道の森林は、全国の森林面積の4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能が期待されている。これらの機能を十分に発揮させるために、森林資源の循環利用を進める必要がある。循環利用の実現に向けては、森林整備事業及び治山事業や次世代林業基盤づくり交付金等を活用し、植林・間伐など様々な取り組みをさらに加速するとともに、森林資源の循環利用による林業、林産産業の成長産業を実現するために森林環境税の創設をはじめ、森林整備事業の財源の確保等の措置を講ずることを強く要望する。以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。意見書提出機関は、掲載のとおりです。以上が、発委第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出についてです。ご審議の上、採択くださるよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本件については、議会運営委員会から提出されていますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）異議なしと認めます。これより、発委第2号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、発委第2号は、原案のとおり可決されました。本案につきましては、それぞれの関係機関に提出することといたします。

◎日程第11 発意第3号 朝鮮民主主義人民共和国のミサイル発射及び核実験に抗議する決議の提出について

○議長（芳住革二君） 日程第11 発委第3号 朝鮮民主主義人民共和国のミサイル発射及び核実験に抗議する決議の提出について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。提出者 議会運営委員会委員長 堤 俊昭君。

○議会運営委員会委員長（堤 俊昭君） 発委第3号 朝鮮民主主義人民共和国のミサイル発射及び核実験に抗議する決議の提出について、提案理由並びに内容について、説明させていただきます。本決議につきましては、近年の朝鮮民主主義人民共和国による核開発と、弾道ミサイルの発射は国際的な問題にとどまらず、北海道ひいては市町村の生活を脅かす大きな要因となっていることから、北海道をはじめ多くの市町村が決議文を第3回定例会に提出することになったため、議会運営基準の請願等運用方針5により議会運営委員会として、別紙決議を新冠町議会会議規則第14条第3項の規定に基づき提出するものです。次ページをお開きください。朝鮮民主主義人民共和国のミサイル発射及び核実験に抗議する決議。去る8月29日午前5時58分頃、朝鮮民主主義人民共和国が発射した弾道ミサイルは、本道渡島半島およびえりも岬上空を通過し、えりも岬東方沖約1180キロ

メートルの太平洋上に落下したものと推定される。さらには、9月3日午後0時31分には水爆実験と主張する6回目の核実験が強行された。また、本日早朝本道を通る2度目の弾道ミサイルが発射され、えりも岬東方に落下したとされる。これらの行為は、付近を航行する航空機や操業する漁船などの船舶の安全の確保と、町民の安全安心な生活を脅かすものであり、断じて容認することはできない。朝鮮民主主義人民共和国は核実験はもとより、今後一切の核兵器の開発と町民の安全安心な生活を脅かす弾道ミサイル計画を放棄することを強く求める。以上、決議する。平成29年9月15日新冠町議会。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本件については、議会運営委員会から提出されておりますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）異議なしと認めます。これより、発委第3号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、発委第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 発議第5号 「全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律」の制定に向けた早期検討を求める意見書の提出について

○議長（芳住革二君） 日程第12 発議第5号 「全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律」の制定に向けた早期検討を求める意見書の提出について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。提出者 氏家議員。

○6番（氏家良美君） 発議第5号 「全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律」の制定に向けた早期検討を求める意見書の提案内容について、説明させていただきます。本意見書は、長浜謙太郎議員を賛成者として、地方自治法第99条の規定により、意見書を新冠町議会会議規則第14条第2項の規定に基づき、提出するものです。次ページをお開きください。「全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律」の制定に向けた早期検討を求める意見書 アイヌの人たちは、明治期以降アイヌ語や、生活習慣を事実上禁止され、また、伝統的な生活を支えてきた生産手段を失うなど、差別と困窮を余儀なくされてきたという歴史がある。これまで政府は、有識者の意見を踏まえ様々な施策に取り組んできたが、アイヌの人たちが民族として名誉と尊厳を保持し、これを次世代へ継承していくことは、活力ある社会を形成する共生社会の実現に資するものとして、施策を具体化する必要がある。今後、アイヌ政策を確実に推進していく上においても、国が主体となった総合的なアイヌ政策を本町の他全国を対象に推進していく根拠となる法律の制定に向けて、早期に検討するよう強く要望する。以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出するものであります。意見書提出機関は、掲載のとおりです。以上が、発議第5号 「全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律」の制定に向けた早期検討を求める意見書の提出についてです。ご審議の上、ご採決いただきますよう、よ

ろしくお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、発議第5号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないので、討論を終結いたします。これより、発議第5号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、発議第5号は、原案のとおり可決されました。本案につきましては、それぞれ関係機関に提出することといたします。

◎日程第13 発議第6号 教職員の長時間労働是正を求める意見書の提出について

○議長（芳住革二君） 日程第13 発議第6号 教職員の長時間労働是正を求める意見書の提出について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。提出者竹中議員。

○10番（竹中進一君） 発議第6号 教職員の長時間労働是正を求める意見書の提出内容について、説明させていただきます。本意見書は、武藤勝罔議員を賛成者として地方自治法第99条の規定により、別紙意見書を新冠町議会会議規則14条第2項の規定に基づき提出するものです。次ページをお開きください。なお、前段の文章につきましては、要約した内容にて説明をさせていただきますのでご了解お願いいたします。教職員の長時間労働是正を求める意見書 文部省の2016年度公立小中学校教員の勤務実態調査で、小学校33.5%、中学校57.6%の教員が超勤となる過酷な勤務、実態となっている。この背景に、教職員の教特法により労基法一部適用除外となっていることや、35人以下学級など少人数学級定数改善が行われていないこと、授業時数が多いこと、中学校の部活動全国学力状況調査の実施に向けた学力向上策など、様々な要因がある。文科省においても、中央教育審議会に改善策を諮問したが、教職員は給特法の議論の対象外とされ、現在制定当時と大きく異なり、無制限・無定量となっている。長時間労働が社会問題化し、働き方改革が求められている中で、超過勤務削減策が急務となっていることから、次の事項について要請する。記以降の事項及び意見書提出関係機関は、お手元に配付した掲載のとおりです。以上が、発議第6号 教職員の長時間労働是正を求める意見書です。ご審議の上、採択くださいますよう、よろしくお願いたします。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、発議第6号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないので、討論を終結いたします。これより、発議第6号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、発議第

6号は、原案のとおり可決されました。本案につきましては、それぞれの関係機関へ提出することといたします。

◎日程第14 発議第7号 道教委「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出について

○議長（芳住革二君） 日程第14 発議第7号 道教委「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。提出者 竹中議員。

○10番（竹中進一君） 発議第7号 道教委「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出内容について、説明させていただきます。本意見書は、武藤勝岡議員を賛成者として地方自治法第99条の規定により別紙意見書を新冠町議会会議規則第14条第2項の規定に基づき、提出するものです。次ページをお開きください。なお、前段の文章につきましては、要約した内容にて説明をさせていただきますので、ご了承お願いいたします。道教委「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書 道教委は、新たな高校教育に関する指針に基づき、望ましい学校規模40人学級で4ないし8学級とし、募集停止や再編・統合を行ってきた。2007年からの10年間で、公立高校は42校減少。公立高校のない市町村は50となり、2018年から2020年の公立高等学校配置計画案でも40校、42学級の削減になっている。これにより、地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活を余儀なくされ、保護者の経済的負担も増大し子どもの進学を機に、地元を離れる場合もあり、過疎化に繋がるなど地域の活力を削ぐこととなっている。これら解消のため、各種補助制度や町立移管など、高校存続に向けて努力している自治体は数多くあるが、これらは本来道教委が行うべきである。昨年度、道教委は新たな高校教育に関する指針を公表したが、依然として再編整備を進めることとしており、来年3月までに新しい指針を作成するとしている。望ましい学級規模にすれば、今後も統廃合が進み、都市への一極集中や地方の切り捨て、地域間格差が増大し北海道全体の衰退に繋がる。広大な北海道の実態にそぐわない新たな高校教育に関する指針を抜本的に見直し、中学校卒業生数の減少期だからこそ地域に高校を存続させ、希望するすべての子どもにゆたかな後期中等教育を保障していくべきである。そのためには、地域の意見・要望を十分反映させ、経済、産業、文化の活性化を展望した新たな高校配置計画、高校教育制度を作り出していくことが必要である。以上の趣旨に基づき、次の事項について要請する。記以降の事項及び意見書提出関係機関は、お手元に配付した掲載のとおりです。以上が、発議第7号 新たな高校教育に関する指針を抜本的に見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書です。ご審議の上、採択くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、発議第7号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないので、討論を終結いたします。これより、発議第7号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、発議第7号は原案のとおり可決されました。本案につきましては、それぞれ関係機関に提出することといたします。

◎日程第15 発議第8号 適正な地方財政計画の策定を求める意見書の提出について

○議長（芳住革二君） 日程第15 発議第8号 適正な地方財政計画の策定を求める意見書の提出について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。提出者 竹中議員。

○10番（竹中進一君） 発議第8号 適正な地方財政計画の策定を求める意見書の提出内容について、説明させていただきます。本意見書は、但野裕之議員を賛成者として、地方自治法第99条の規定により別紙意見書を新冠町議会会議規則第14条第2項の規定に基づき、提出するものです。次ページをお開きください。なお、前段の文章につきましては、要約した内容にて説明をさせていただきますので、ご了承お願いいたします。適正な地方財政計画の策定を求める意見書 財政制度等審議会は、経済財政再生計画の着実な実施に向けた建議を取りまとめ、地方自治体の基金残高が2015年度で21兆円、10年前と比して7.9兆円増加しているため、残高を地方財政計画へ反映するよう求めた。地方自治体は、厳しい行財政改革を実施しながら財政を捻出してきており、今後も公共と公共施設等のマネジメントや不慮の災害への備え、不況時の歳入減等にも対応が求められている。財源調達に限りがある地方自治体において、基金は将来の行政需要に対し、努力によって積み上げられたものであり、これを地方財政計画に反映することは地方を疲弊させるものである。2018年度の政府予算と地方財政の検討にあたり、以下の事項の実現を求める。記以降の事項及び意見書提出機関は、お手元に配付いたしました掲載のとおりです。以上が、発議第8号 適正な地方財政計画の策定を求める意見書です。ご審議の上、採択くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、発議第8号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないので、討論を終結いたします。これより、発議第8号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、発議第

8号は原案のとおり可決されました。本案につきましては、それぞれの関係機関に提出することといたします。

◎日程第16 会議案第8号 閉会中の継続調査及び継続審査について

◎日程第17 会議案第9号 閉会中の継続調査及び継続審査について

◎日程第18 会議案第10号 閉会中の継続調査及び継続審査について

○議長（芳住革二君） 日程第16 会議案第8号 日程第17 会議案第9号 日程第18 会議案第10号 閉会中の継続調査及び継続審査について 以上3件を一括議題といたします。総務産業常任委員会、社会文教常任委員会、議会広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長から所管事務調査について、平成28年度新冠町一般会計等決算審査特別委員会の委員長から、付託事件の審査について、それぞれ会議規則第75条の規定によりお手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続調査及び継続審査の申し出がありました。お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査及び継続審査に付することに、ご異議ございませんか。（なしの声あり）異議なしと認めます。よって、会議案第8号から第10号は、各委員長から申し出の通り継続調査及び継続審査することに決定いたしました。これをもって、本定例会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。お諮りいたします。会議規則第7条の規定により、平成29年第3回新冠町議会定例会を、本日で閉会いたしたいと思っております。ご異議ございませんか。（異議なしの声あり）ご異議ないものと認めます。

◎閉議宣告

○議長（芳住革二君） 本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。これで、本日の会議を閉じます。

◎閉会宣告

○議長（芳住革二君） これをもって、平成29年第3回新冠町議会定例会を閉会いたします。どうもご苦労さまでございました。

（散会 14：59）

以上、会議の顛末は書記が記録したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

新冠町議会議長

署名議員

署名議員